

(逋信省認可) 風俗改良雜誌第三拾三號

土肥正孝著述

日本風俗改良論全

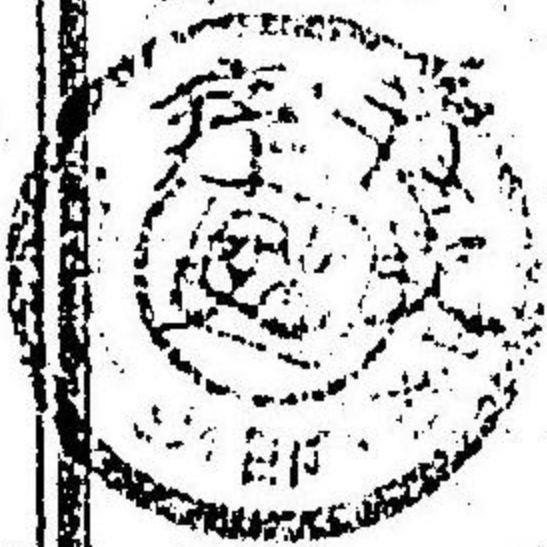
風俗改良雜誌社藏版

特20
881

日本風信改良論 全

藤井千尋君題辭
西川國臣君題辭

織田純一郎君
山本 憲君



湯淺直繩君序文
上村棧東君跋書

井谷辰三郎君跋書
旭東土肥正壽著述

彼
辭
立



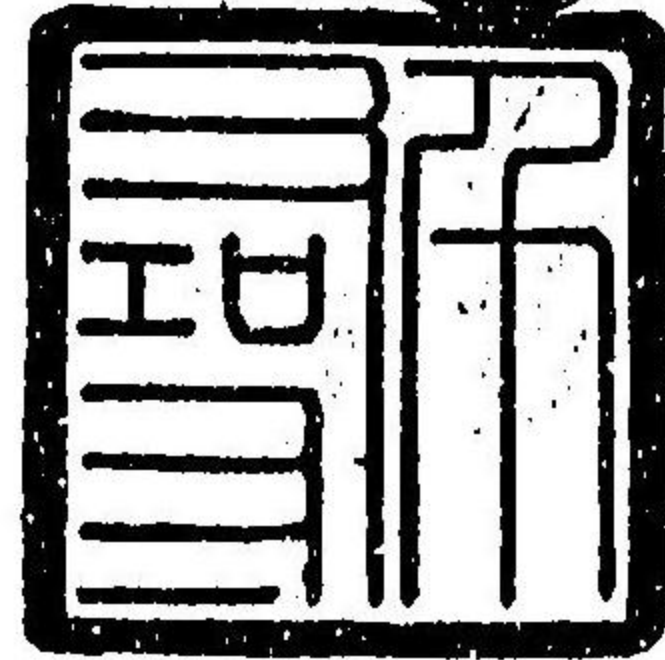
其識所

以居業

也

辛丑春日

千尋顯



秋



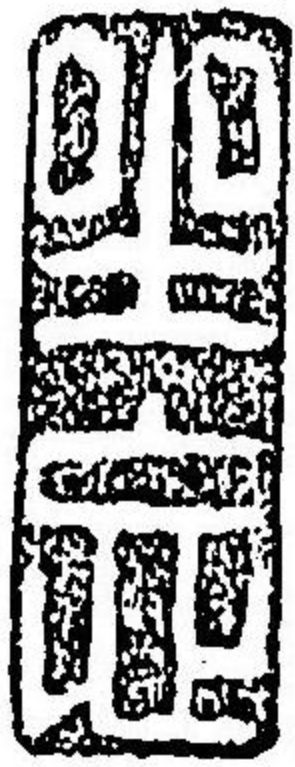
風

海天一色

春峰學人題



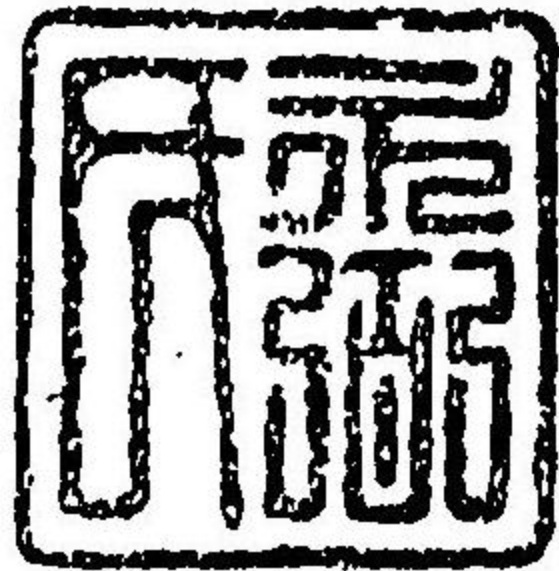
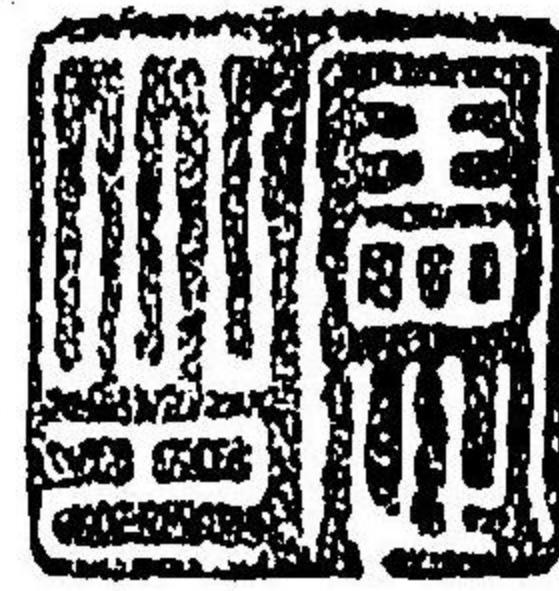
日本風俗改良論序



移風易俗為治之本歟土肥正孝君著
 風俗改良論謁予序予披而閱之自吾
 邦大勢入之宗教禮法凡當今之人情
 習俗弊害之所存痛論明辯以講移風
 易俗之策予乃稱善曰可謂知本矣夫
 國成於人不有人則不有國焉故國之
 貧富在人之貧富國之強弱在人之強
 弱而文化燦然國光煥發未嘗不在人

人忠信敦厚之間也是安得不治其本哉今吾邦人情澆漓習俗日壞有托交際以賣名者有借正義以鈞利者是以名利之所存骨肉相鬪信友相賣雲翻雨覆朝不保夕當是時有此著然則其有益於世也可知矣是爲序

辛卯二月中浣大阪梅崖山本憲撰



日本風俗改良論乃序

今の人、口を開けば、先づ政治の上の改良と語らざるなく、彼の法律はいかん、此條例はいかん、彼の主義はいかん、此政略はいかん、と政治に關するもの、外、又他より事なきが如し。政治は素より國家の大事にて、人の生命財産より直接關係する所あれば、男となく女となく、又老たるも弱きも、之を意に留めて、とかう論じらふを怪しむことにはあらざら

其分と言ふて可なるべきなり。然ばあれど、世の中にはさまざまの事ありて、政治の事のみを以て足るべきにあらず。世の中の全躰より言へば、政治は一分たるに過ぎざれば、之れのみを改良と先にするも、いかで全き功を奏するを得べき、中々に調子のそろはざる怪しの結果を見るに至らん。例へば前つ年市町村よ自治の制度と布れたるが如し。自治の制宜からざるにあらず。僻邑

山村に至りては人未だ自治の何たるを解せざ、政府より自治と命ぜられたり、と思ふもの多かりき。此他これよ類する奇事は殆ど枚擧するよ違あらず。要するに是れ世の中の一分たる政治の改良とのみ先にして、其他の部分に施すべき改良の心くも、が故なり。されば余は政治の改良と喜ばざるよあらざれども、我國全躰の改良と爲さざれば政治の改良に勉むるも、其功の甚だ少なか

らんことを恐るゝものなり。さるゝと今の人
政治の改良にのみ目をつけて、世道人心の
改良に疎かなる如きは歎はりき限りよあら
ざや。余が益友土肥正孝君は、迅に我國風俗
のいやしきと歎き、自ら奮ふて其改良の任
にあたり、同志と全國にもとめて共にく
之を唱へ、爲に資産と抛ち、勞力と費し、一身
と此事の犠牲に供すること已に幾年なるを
知らざ。頃日君日本風俗改良論と著はし、遠

く之を寄せて余に序と求めぬ。余承けて之
と讀むに、君が精神躍然として紙上にあら
はれ、讀むものとして大に悟る所ありしむ。
是れ余がいふ所の世の中の全躰を改良する
第一着にて、彼の政治の改良とのみ勉むる
が如き眼孔の小なるものにあらず、實に世
道人心を改良せんとするもの、即ち余の同
志といふて可ならん歟。因て喜て一言と述
べ序に代ふになん。

明治廿四の年卯月末の八日
東京富士見町の寓居にて

織田純一郎志す

日本風俗改良論序

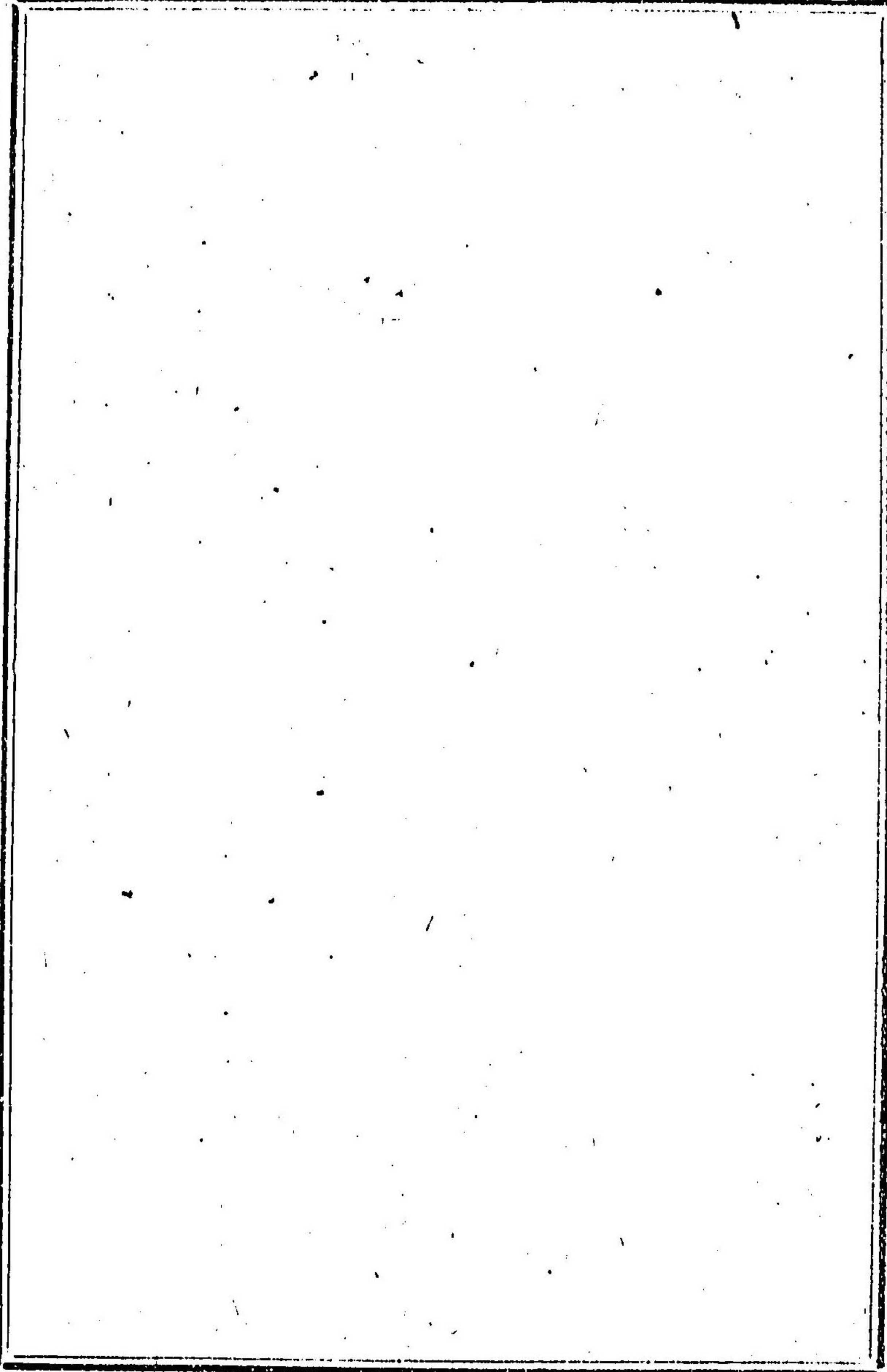
西哲曰高尙ナル品行アル人ハ能ク同輩ヲ高
起スト宜ナル哉彼ノ「フランクリン」ガ嘗テ
工場ニ在リシ時品行端正ニシテ太ニ同輩ノ
品行ヲ高尙ナラシメ身一職工ヨリ出テ天下
ノ英傑トナリシハ皆人ノ熟知スル所ナリ余
ガ良友土肥正孝君ハ廉潔ノ士身弓馬ノ中ニ
人トナリシニ拘ハラズ嘗テ活版工場ニ在リ
テ自ラ印刷ノ業ヲ探リシ人ニシテ余ハ君ガ

工場ニアリシ日ヨリ交際相往來シ君ト共ニ
 一雜誌ノ發行ニ從事シタルコトアリタリ而
 テ余ハ平素君ガ品行端正ニシテ頗ル高尚ナ
 ル志操アルヲ感佩シ居タルニ果シテ君ガ益
 ス平素ノ品行ヲ修メ自ラ社會ノ模範ト爲リ
 奮然天下ニ卒先シテ大日本風俗改良會ナル
 一大義會ヲ興起セラレタルハ誠ニ國家ノタ
 メニ賀スベキノコトニシテ君ノ如キハ實ニ
 我が邦ノ「フランクリン」ト稱スルモ敢テ不

可ナキヲ信スルナリ今ヤ茲ニ君ガ日本風俗
 改良論ヲ著述シ余ニ囑スルニ序文ヲ以テス
 余拙劣ヲ省ミズ所感ヲ述ヘテ以テ之レガ序
 トス爾言

辛卯晚春

湯淺愛南隱士識



日本風俗改良論目次

第一章 緒論

我國今日の大勢 道德

人情

風俗

神道

佛教

儒教

心術の方針

人界の狂瀾

統計

國家の元氣

風俗紊亂

第二章 風俗の定義

人事の代名辭

行為舉動の規程

習慣の總稱

風俗の制裁

習慣の勢力

第三章 我國今日の風俗

人間階級の弊

華士族平民、官尊民卑、男尊女卑

乳業競争の弊

政事社會、學術的團體、商社組合、

宗教迷信の弊

神道、佛教、耶穌教、

西洋心醉の弊

教育方針、制度模倣、輸入貨物、

言語不正の弊

方言、訛言、僻語、

依頼心の弊

隠居、掛人、用達商人、

自暴自棄の弊

懦弱、文弱、淫弱、

時日空費の弊

一定の休日、起臥の時刻、約束の期日、

奢侈虚飾の弊

官吏、女子、青年、

虚禮徒式の弊

出産、年賀、婚姻、葬式、祭典、

妓樓公許の弊

娼妓、藝妓、妾、遊廓、

第四章 風俗改良の必要

家憲

國憲

風俗の改良

多望なる國家

同胞の積弊

社會の汚點

今日の急務

第五章 風俗改良の方法

自然の改良

人為の改良

宗教の制裁

宗教の薰陶

法律の効力

公衆の輿論

方法

實行

第六章 風俗改良の標準

便宜主義

比較主義

道德主義

諸教の道德

日本固有の道德

勅語

第七章 結論

所見の一斑

躬行實踐

優美なる風俗

關乎たる美天地

善後の策

日本風俗改良論

土肥正孝 著述

第二章 緒論

熟○ら○我○國○今○日○の○大○勢○を○觀○察○す○る○に○、人○智○大○ひ○に○開○け○、文○物○燦○然○、政○事○に○、法○律○に○、殖○産○に○、興○業○に○、駸○々○其○步○を○進○め○、奮○天○地○一○變○して○、茲○に○新○天○地○を○造○出○せ○ん○と○す○、其○進○步○の○速○か○な○る○と○、古○今○各○國○、其○比○を○見○さ○る○所○な○り○。夫○れ○然○り○、宇○宙○の○大○機○は○、我○か○日○本○帝○國○を○し○て○、文○明○の○域○に○進○ま○し○め○た○り○と○雖○も○、然○れ○ど○も○、之○れ○多○く○の○外○形○上○の○進○步○に○し○て○、其○内○部○の○進○步○に○至○り○て○は○、未○た○輒○す○く○、明○言○す○る○を○能○は○さ○る○な○り○、其○道○德○の○如○何○、其○人○情○は○如○何○、其○風○俗○は○如○何○と○問○は○、以○何○に○聽○朋○敬○口○な○る○我○か○邦○人○と

雖ども容易に其美を誇り、其粹を説くと能はざるへし、否な能はざるのみならず、其道徳や衰頹し、其人情や腐敗し、其風俗や紊亂せり、而して亦最も錯雜を極めたり、憂國の士豈に悠々坐視すへけんや、蓋し國家の不幸此れより大なるものなけれいなかり。

我が皇祖國を建つる長く、訓を垂る、厚し、鏡以て之れを明に、璽以て之れを懐け、劔以て之れを裁す、智仁勇は實に我が皇祖の遺訓にして、神道の起源蓋し此に基く、故に人情篤厚、風俗順良、天下擧つて一家たりしなり、嗚呼、往古神風の薫せる擊壤の裕なる、豈に欽慕せざるを得んや。中古佛教大ひに流行し、亦能く人心を支配して、永く社會の主權を握りたりし。下りて徳川の世となり、儒教亦勢力を増し、能く教訓

し、能く制裁し、其間盛衰變遷ありしと雖ども、皆な各其當時、上流社會の信する所なりしか故に、自然一般人民信仰の標準となり、粗は一定の範圍に於て人心を支配し、最下等の無頼漢社會を除く外は、仁と義との範圍内に其の立命の地を固め、君命ハ泰山ヨリ重ク死ハ鴻毛ヨリ輕シとの、中流以上の心界を主宰したる鐵條にてありし、金子借用候處實正也万一期日ニ至リ返濟ノ義務ヲ終ヘサルトキハ御人中ニテ御笑ヒ可被下候との、中流以下の頭腦を縛りたる鎖鑰にてありしなり。此を以て社會、風俗の平均を維持し、能く廉潔に能く温和に、能く義侠に、東洋君子國の譽れを受くるに至りしも、亦偶然にあらざるを知るへし。夫れ然り、然れども、社會進化の氣運は、一國の人情、風俗をして、一所に停立せ

しめす、米艦一たび浦賀を衝ひてより、西風遽かに吹來り、維新の革命は、直ちに社會の秩序を一變し、數千年來、固定の國風、土俗をして破壊せしめ、儒教退きて、佛敎力を失ひ、加ふるに、耶蘇敎入りて、新敎を唱へ、新科學來りて、進化説を説き、信仰の大海、羅針盤を失ひ、益、人心の迷ふ所となり、舊信既に去りて、新信未だ來らず、心術の方針、支離裂滅、殆んど一家五人の心をして、各、其の信する所を異にするの、有様となり、社會の風俗、忽ち紊亂して、亦た收拾すへからざるに至りたり。

鎖港以前は、外交の繁雜なく、加ふるに、武門政權を握り、封建の制を馴致し、數百年の星霜、地を割きて藩となし、全國交通の途を塞ぎ、人を分ちて、士農工商となし、風俗自ら分立の姿を爲せしと雖も、人心の方針、粗は一定せしが爲め、未だ

紊亂錯雜するとなかりしなり、國勢一變、廢藩置縣の制と共に、四民の階級を撤去し、治者却て被治者の爲めに支配せらる、に至り、千里の長堤、決然として崩れ、遽かに生、意氣なる商人を出たし、尪弱なる農人を生し、強情なる蓄髮の僧侶出て、甘言なる圓頂の無賴漢、横行するに至り。郵便を置き、電信を設け、汽船航し、鐵道通し、交通往來の便は、端なく、琉球の蹈舞をして、夙に、東京に流行せしめ、アイノの言語は、早く大阪に、唱ふるに至れるのみならず、之れと同時に、外交大ひに開け、彼我の往來頻繁となり、各國より輸入する所の衣食住、諸式の如き、或は其半バを取り、或は其一部分を取り、或は戸外に取りて、室内に取らず、或は男子に取りて、女子に取らず、其極、一身にして、數國を兼ね、衣に、帽に、靴に、頭、身、手、足、英、米、佛、

魯を異にするの類、其の錯雜舉げて數ふへからず、人界の狂瀾。此に至りて極まれりと云ふへし。斯の如く、大勢の潮流は、我が日本帝國をして、大瀾瀾の中に投せしめ、舊慣半ば頽れて、新習未だ形つくらず、内外の秩序共に紊亂し、紛々擾々錯として、名狀すへからざるに至りたり。——嗚呼、愛國の士は、此時に臨んで如何なる方針を取らんとするか、請ふ、試みに活眼を開きて、我國現時の内勢を見よ、法律は完全なりと雖も、犯者の獄舎に溢れ、登記公證の設けあるも、同胞の爭論日に加はり、數十派の宗教あるも、私慾競争之れ事とし、堂々たる政黨あるも、私情の爲に其舉動を左右するものあり、女權の擴張を唱へて、却て女徳を損し、學術の研究少なくて、三弦の稽古盛んに、遊伎場の常に大

大好色家
伊藤純七

入を占むるも、演説説教會は席を餘し、猥褻雜誌の需用多くして、學藝新誌を見るもの乏しきの類、枚舉に遑あらず、日々新聞紙には、殺人、賊盜、詐欺、騙掠、爭論、訴訟等にあらざれば、私通、姦淫、情交、誘走若くは、藝娼舞妓の猥褻事項を以て、紙面の大半を填めるの有様ならずや、嗚呼、日東大君子國の風俗をして、此の悲むべき廢頽の域に陥らしめたるは、果して誰の罪そや。——更に之れを統計(三)に徴せんに、吾人が常に其數の減せんを希望しつゝ、ある、……、警察官吏は、二万八千五百五十人の多くして、警察費は五百二十八万八千六百五十三圓の巨額なるあり、監獄吏員は一万四千二百七十八人の多くして、監獄費は三百九十四万二千七百七十二圓の莫大なるあり、三百三箇所の民刑裁判所に、五千五十九人の

裁判官吏あり、四十八万六千二百八十九件の意外なる民
 訴訟に、三十一万九千六百二人の夥しき刑事犯罪人あり、三
 千三百二十七度の恐るべき放火に、二万九千五百六十五人
 の思ひへき賭博犯者あり、一万三百三十六人の贅物なる遊
 妓に、二万七千五百五十九人の邪毒なる娼妓あり、一万四千
 六百八十七人の無益なる遊藝者に、八十四万九千九百九十
 六人の餘計ある自用造酒者あり、有害なる酒の爲に、三百
 十萬四千五百四十七石の米穀を腐敗せしめ、邪毒なる娼妓
 の爲に、六十九万九千三百九十五圓の取締費を要せり、五
 千八百二十三人の無慮なる自殺者に、十一万八百五十九人
 の不吉なる離婚者あり、一万九千三百八人の無力なる救濟
 人に、五千七百八十人の哀れなる棄兒あり、八千七百五十六

人の不運なる身代限者に、二千二百六十八人の薄命なる餓死
 者あり、嗟呼、此等の社會の風俗を壞亂せるもの、又は
 あらざるか、國家の元氣を沮喪せるものには、あらざるか、夫
 れ、然り、道徳腐敗、風俗紊亂したれば、こそ、此の厭ふべき、惡む
 べき現象を見るに至りしなり、嗚呼、悲むべきの至りならず
 や、嗚呼、歎くべきの至りならずや、今にして之れを拯はされ
 ば、將た何きの時か、之れを爲さんや、予の本書を著はる、亦偶
 然にあらざるなり。

第二章 風俗の定義

風俗とは如何なるものを云ふか、其文字の自ら其意義の一
 斑を示せる如しと雖も、未だ以て充分全般の意義を現はす
 に足らず、此を以て世人の風俗を見るや、甚だ淡泊にして、或
 の衣服の裝飾、家屋の構造、冠婚葬祭の儀式等のみを以て、風
 俗と誤認するものあるに至る、嗟呼、何ぞ誤れるの甚たしき
 や、予が今、風俗の意義を解釋せんとするも、敢て無用の業に
 わらざるを信ず。

風俗の意義に就て、其解釋を爲すもの少なからず、或は曰ふ
 「風俗ハ人事ノ代名辭ナリ」と、夫れ然り、人事と云は、人間万
 事を總括して、能く風俗の意義を穿てる如しと雖も、單に人
 事と云ふの、尙は風俗と云ふに異ならず、何となく漠然とし

人事ノ代名辭
 一定

二定 行爲ノ規定

て、未だ判明なる解釋と云ふを得ず、又曰ふ「風俗ハ行爲舉動ノ規定ナリ」と、夫れ或は然らん、然れども、此れ亦た充分風俗の意義を盡したるものにあらざる、蓋し行爲舉動及び其規定となりたるもの、外に風俗を形つくるものあればなり、彼の洋服を着して編笠を冠むるものなく、葬式の提燈持が丁髷を結ぶが如き、外部の風俗に在りては、之れを行爲舉動の規程と云ふを得へしと雖も、彼の善を慕ひ、惡を撥き、自ら誇り、人を妬むが如き、内部の風俗に至りては、之れを直ちに行爲舉動と云ふを得ざるへし、況んや、時々の出来事にして、既に風俗の名を下たせべきもの、如きに於ておや、其他種々なる解釋を爲さざるのありと雖も、畢竟するに、餘り精細に辨入して、却て判明を失ふの嫌なき能はざるなり、予が今、風俗

習俗ノ總稱

風俗ノ制裁

三定

の意義を解釋するに方りては、強ひて面倒に立入るを爲さず、唯だ、普通の觀念を以て、極めて簡易の説、即ち「ナラハシ」又は「シキタリ」と云ふの説を採らんとす、然れども、單に「シキタリ」又は「ナラハシ」と云ふのみにては、尙ほ未だ盡さる所あるが故に、予は更に「風俗ハ習慣ノ總稱ナリ」と言はんとして、抑も、風俗の範圍の廣大なるものにして、人生の事、一として風俗の制裁を受けざるなく、大に政事、法律より、小に個人の起居に至るまで、悉く風俗なる母より産み出されざるはなし、人若し其國の風俗を問ひ、如何なる言を以て之れに答へんとするか、誰れか知らん、政事の疎密、法律の寬嚴、宗教の種類、教育の程度、生活の摸樣、嗜好の高卑、言語、文字の有様等を以て答と爲すを、夫れ然り、其範圍の廣大なるや、辨者を俟

四定

たすして知るべきなり。——亦誰れか知らん、人間万事一も習慣より成り立たざるものなきを、西言に曰く「人ハ習慣ノ一塊肉ニシテ習慣ハ第二ノ天性ナリ」と、此の言實に旨ありと謂ふへし、彼の博士と云ひ學士と云ふも、畢竟學科を研究琢磨し、即ち學理を知得するの習慣を積みて、之れを實地に施すに至りたるものなり、又彼の輕業師の如き、尋常人の爲し能とざる技藝と雖も、是れ亦其技藝を鍛鍊するの習慣を累ねて、遂に其奥儀に達したるものなり、時計師、彫刻師、其他職工の如きも、皆な其道の習慣に由て技術を成就したるものに外ならざるなり。此の如く、學藝(内部に屬す)技術(外部に屬す)に至るまで、皆な習慣より成立つものとするれば、思想、品行より衣食、儀式等は勿論、人間万事悉く習慣に由らさ

力ノ習慣勢

五定

るなきや明かなり、習慣の勢力豈に亦大ならずや。更に一例を揚げんに、爰に人あり、常に阿片煙を嗜む癖ありとせんか、人、之れを稱して、彼れは阿片煙を好む習慣ありと云ひ、一家若し此の如くなれば、彼の家の阿片煙を喫する風習(風俗又は習慣)ありと云ひ、一國若し此の如くなれば、彼の國の阿片煙を喫する風俗ありと云ふにあらすや、又爰に一官吏あり、常に人民(官吏にあらざる人)を輕視する癖ありとせんか、人、之を呼んで、彼れは人民を輕んずる習慣ありと云ひ、一官衙若し此の如くなれば、彼の官衙は人民を輕んずる風習ありと云ひ、全國の官衙舉て若し此の如くなれば、彼の國の政府は人民を輕んずる風俗ありと云ふにあらすや。以上に因て見れば、風俗と習慣ハ同一物にして、唯個人の風

俗を習慣と云ふ、國家の習慣を風俗と云ふのみ、即ち國家に對して風俗と云ひ個人に對して習慣と云ふに過ぎざるなり、故に曰く「風俗ハ習慣ノ總稱ナリ」と。

第三章 我國今日の風俗

我國今日の風俗は如何、遠く之れを望めば東洋の美觀其の美を失ひ、宛然君子國の如しと雖も、近く就きて之れを見れば、徳風將さに地を拂はんとし、文質共に類たる、更に内郡を觀察するときは、醜又醜、陋又陋、咄々たる怪事、國人の全腦を支配し、怪に居て怪を覺らず、醜に處して醜を知らざるも、の、如し、豈に悲歎に堪へけんや、今其二三の弊を摘みて左に記せんとす、蓋し前車の覆轍、後車の戒と爲すことを得ればなり。

人間階級ノ
一今

其一 人間階級の弊、天は人の上に人を造らず、人の下に人を造らず、均しく四肢五官を具し、同じく精神智腦を有する人間にして、之れに階級あるの理なく、其權利に差等

あるの譯なし、況んや故らに人為を以て、階級差等を附するの背理なるの、予の言を俟たざるなり。然るに我國に、華士放平民の別あるが爲に、兎角、人權の上に其の影響を及ぼすの弊ありて、自然人智の開發を妨げ、國運の進歩を碍くるの基となり、之れに因て驕奢、傲慢、會酌、遠慮、因循、卑辱等の陋習を來たし、延ひて官尊民卑、男尊女卑の弊を生ずるに至れり、此の官尊民卑の風習は、我が立憲政体の大敵にして、國家の開明を害する大原因の實に此に存す、蓋し國家の鞏固は、上下人心の一致に在り、人心の一致は官民の和合に在り、官民の和合の官尊民卑の弊を除かされば、能はざるなり。官吏威權を弄すれば、無力者の怨み遠かり、有力者の敵し抗するに至り、怨めは愈よ威張り、抗す

れば益壓制を至るに至るは、勢の免かれざる所にして、古來其例に乏しからざるなり、我國幸ひに、未だ此の如く酷しきに至らずと雖も、其の弊亦甚た少なしとせず、看よ、壯士途上に官吏を見、憤然睥睨して道を譲らしめ、懇親會上官吏ありと云ひ、鐵扇忽ち座上に飛ぶ、一に官吏を以て仇敵となす、不平心の奔逸亦た恐るべきかな。巡查來るありと恐嚇すれば、頑童爲めに啼泣を停め、役所の提燈を携へ來れば、慌だしく門を開きて、爲めに獵賊をして闖入するの機を興ふ、一に官を以て鬼神となす、卑屈心の浸溺亦た憐れむべきかな。斯の如くにして、人心の一致を求めんとするも、豈に得へけんや、今にして此弊を一掃し、官民の折合をして圓滑ならしめざる時は、上下隔離の弊、底止す

る所なからんとす。——又男尊女卑は、一家の親和を害し、社會の進歩をして遲緩ならしむ亦大なり、蓋し國の強否は其國人民の智識如何にあればなり、之れ教育の國家に大關係ある所以なり、而して吾人の繼業者なる幼童の薰陶の一に家庭にありて、其の主宰者の、婦女を措て將た誰れにか求めんや、賢母の能く「ナポレオン」を生み、「ワシントン」を育て、孟軻、三遷の教を受けて、始めて大儒となる、婦女の任、亦た大ならずや。然るに、男尊女卑の社會にありては、常に女子を輕視して、之れに普通の學藝をも授けず、衣服の裁縫、食物の調理を以て、此上なき仕事と爲し、第二の社會に立つべき人物を教育するの責任あるとは、毫も意に介せざるもの、如く、人の婦となりては其夫の奴隷視

するを甘んじ、或は小使となり、或は弄物となり、紅粉、虚飾、専ら郎夫の歡心を買ふを以て、生涯の務となし、延ひて蓄妾の弊を生せしめ、一家眷族の和親を害し、夫、夫たらず婦、婦たらず、况んや其子孫おや、噫、團圓の樂は却て喧噪を購ふに至る、亦た歎すべきの至りならずや、此の悲むべき天地より、一國の良風美俗を産出せんとするも豈に得へけんや、蓋し男女和を失ひ、長幼序を傷ぶり、一家の大計頓踈したればなり、——斯の如く人間階級の、國家に害毒を與ふる、實に抄少ならざるなり、今にして此の陋習を一洗するの、亦吾人の急務ならずや。

其二 軋轢競爭の弊 國家の事業の一致團結の力に因らざるへからず、何ぞ獨行單爲の能く成すべきものならん

や、而して此の一致團結に對して妨害を興ふるもの、軋轢
競争より甚たしきはなし、苟くも國家の事業に従ふもの
ハ、須らく公平無私の眼を以て、此の妬心を洗除せざるへ
からざるなり、然るに我國今日の政事社會を見るに、政事
法律の改良を口にし、國家の重任を身に負ひながら、毫も
公平の大道に依らずして、常に區々たる私事に拘泥し、自
己あるを知りて國あるを知らざるもの、如し、看よ、全國
到る處、政黨の結社あらざるなしと雖も、其事務員の交迭
ある毎に、同志打ちの絃々を生せざるなく、公會を開く毎
に妨害を爲さるるなし、其甚しきに至りては、彼の議員撰
舉の如き、其人物の價值に若目せずして、管に自黨より舉
ぐるを以て譽れとなせり、此れ尙ほ可なり、貨物を以て撰

舉權を賣買するに至りてハ、其弊實に極まれりと云ふへ
し。抑も帝國議會の代議士の如きハ、我國の立法院に立ち
て耻ぢなきの人物ならざるへからず、此の大任に位る人
物の如何は、應さに國家の休戚に關する所、苟くも愛國を
以て任ずるものは、須らく代議士の價值あるものを望ま
ざるへからざるハ、論なきなり、夫れ然り、價值ある人物を
撰むに何ぞ黨派の自他を問はんや、ヨシ黨派を以て人物
を撰舉するとなすも可なり、然れども、其の強ひて自黨よ
り舉げんとするの極、賄賂を以て撰舉人の歡心を買ひ、卑
劣手段に依て投票を募るが如き醜行を爲すに至りては、
其弊亦た言ふに忍ひざるなり。是よりして、掩善、撥惡、讒誣、
誹謗、猜疑、嫉妬等の不徳を、增長せしめ、其弊實に政事上の

みに止まらず、延ひて百般の人事に及ぼし、彼の熊本縣に於ける、黨派を異にするより、既婚者を離縁せしめ、或は河橋を並べ架して通路を同ふせざるか如き、黨派あるが爲めに却て人心を分離せしむるに至る、其の所謂愛國心なるもの、夫れ何れに存するか、一致團結の事業豈に望むべけんや。又彼の研究會、同志會等、學術的の團體に在りても、會員常に妬心を懷き、其團結の目的を外にし、區々たる言辭を谷め字句を争ふにあらざれば、瑣々たる事務の扱ひ方に苦情を鳴らし、會幹を困しむる等、比々皆な然らざるは、亦し、都鄙幾千の會合にして、朝興暮廢、陳代定まりなき、亦怪まむに足らざるなり。豈に嘗夫れのみならんや、彼の商社組合の如き、製造仲間の如き、又一般商人の如き、皆

此の軋轢競争を爲さざるはなし、瀛船車馬の運賃より、湯錢理髮料に至るまで、直下げ又直下げを競ひ、遂には謂はれなき祝賀に託して、無代の上に添物を爲すに至り、自ら倒産して後に止むもの少なからず、其の營業の目的亦た何つれに在るか、幸ひに有志の周旋を以て、和合の規約を結ぶ等のことありと雖も、破りては又結ひ、結ひては又破り、吾人をして殆んど其底止する所を知らざらしむ、嗟吁不景氣の災ひ亦自ら招く所にあらすや。斯の如く、政黨政社より、小商人に至るまで、各軋轢競争を選ぶするの有様にては、逆も國家の事業を成すと能はざるのみならず、人心益分離し、人情愈よ浮薄に流る、豈に此弊を拯はざるへけんや。

其三 宗教迷信の弊 宗教に就てハ、予は大に驚おれども、之れを詳述せんには、數十片、紙の能く盡す所にあらず、爰は、唯迷信者の事實を揚げて、弊風の一に數へんとするのみ。我國の宗教信者は、神道(神道を宗教と云ふは亦説あり爰に略す)佛教、耶蘇教に別なく、概して信仰の目的を取外つせるもの、如し、凡そ宗教なるものは、已れの罪を悔ひ不善を悔めて、神佛に歸依するを以て目的となす。然るに、今日の信仰者と稱するものは、然らず、唯神佛を崇敬し、合掌畏縮するを以て、極樂に生れ、天國に到るものと爲せるが如し、彼等の日常勤むる所を見るに、名號題目を唱ふるに、十万遍、百万遍と云へるが如く、神社佛間に詣つるに、日參、月參、百度參と云へるが如く、朝に夕に閉目啼泣して

叨りに、天父を呼ぶが如き、畢竟するに、無暗に神名佛號を唱へ、社寺に詣て、祈禱を爲す等の虔敬の多きを以て、信者の熱心と爲し、俗に信心強き者と稱し、其本心の品行に至りては、毫も留意せざるもの、如し。見よ、社寺の寄進勸化に喜捨するも、地方税を怠納し、學校費に苦情を鳴らすものあり、神官僧侶の頼母子講に加入するも、救恤慈善に顧着せざるものあり、家業を抛ち父母の意に背きて、伊勢金比羅に脱參する子女あり、一家の不和を省みず、戸主の氣に違ふて、遠國の本山に詣つる爺婆あり、親に勘當を受け、親族に交際を絶ちて、耶蘇教に従ふものあり、一步を誤まれば、生命に係る大危険を冒して、大峰に昇るものあり、靜肅を主とする病人の傍らに群衆して、鉦を打ち、木魚を叩

き、騒擾極まる祈禱を爲すものあり、噫呼、此等の處爲は、其身を忘れ、其父母兄弟を疎んじ、家を思はず、社會を顧みざるもの、にあらざるか。而して其祈禱の精神を問へば、家内安全と云ひ、息災延命と云ひ、子孫長久と云ひ、富貴繁昌と云ふ、皆な其私慾に出でざるはなし、是れ乃ち宗教の目的を取外つせるものにして、所謂迷信にあらすして何ぞや、ヨシ姑らく彼等の迷信に任すとするも、親に背き家業を抛ちて、家内安全なるを得るか、富貴繁昌なるを得るか、危険を冒し衛生を省みずして、息災延命なるを得るか、子孫長久なるを得るか、偶々新教信者の如き、口には罪を悔ひ悛むると云ふと雖も、父母に背き兄弟親族を疎んじて、以て身の罪を免かるとするか、斯の如く其の祈る所と其

の行ふ所の反對を以て、神佛の冥譴を受くるとする、抑も亦奇ならずや、其甚しきに至りては、醫を求めずして當病の平癒を祈るものあり、自ら訴訟を起して其勝利を祈るものあり、私慾を逞ふして怨人の死滅を祈るものあり、無理の離婚を祈るあり、不遇の結縁を祈るあり、此の如く宗教迷信者の爲す所、吾人の笑止に耐へざるもの擧げて數ふへからざるなり、世の牧師、教師、其他の當路者、深く此に注意して可なり、然れども、風俗の頹敗多く此れより出づるものなれば、吾人の安んじて之れを當路者に放任せず、進んで此の迷信の惑溺を救ふは、亦今日の急務ならずや。

其四 西洋心酔の弊 國の獨立は、隣保諸國に優りて特色

の体面を有するを以て知らるべきものにして、即ち他國の得て之れを求むべからざる、其國固有のものなかるべからず、一逼一律は社會の本色にあらざる、特有旗色を現はすは、是れ獨立國の体面たるべし。退ひて我國を省みるに、其幅員素より廣からずと雖も、制度文物、一として固有ならざるなし、日本魂てふ國民の自愛心と更なり、政事、法律より、言語、文字(假名文字、倭古字)衣食住に至るまで、悉く他國の得て求むべからざる所のものは、即ち我が獨立國の獨立たる所以なり、吾人は飽くまで此の固有の事物を保持し、永遠我が獨立國の体面を傷つけざらん、とす。然れども、予は其の是非善惡に拘わらず、之れを保持せんと云ふにあらざる、假令我國固有のものと雖も、其弊害あるものは

之れを捨つるを惜まず、用ひて以て便利あらば、外國のものど雖も、之れを探るに踟躇せざるべし、要するに、一も二もなく、外國を崇拜し、外物に心酔するの弊を除けば、乃ち可なり。汽船を造るは和船に比して便利なるが故なり、鐵道を布くは腕車に較べて便利なるが故なり、洋服(男子)を着し洋服を穿つは、其職業に依て便利なるが故なり、男子の理髮、女子の廢髮亦然り、蓋し有無相通し、長短相補ふは社會進歩の通則なれりなり、然るに近來、其の良否を判別せずして、慢りに西洋に倣はんとするの弊を生せり、彼の女子の洋服、花帽の如きは、我國在來のものど比して、何れの點を勝れりと爲はか、握手、接吻の如きは、我國の男女序を正ふして、立禮坐禮を爲すと、其優劣孰つれぞや。其他彼

我の比較を爲さずして、慢りに西洋に倣へんとするもの
 擧げて數ふへからず、其甚しきは、踏舞の如き、トランプの
 如き、圍碁の如き、演劇の如き、無用の長物をも、故らに之れ
 を西洋に求めんとするあり、更に甚しきに至りては、腰部
 を緊縛し、足指を壓縮し、頭髮を染め、眼球を摸するもの
 あり、至る、豈に飲はしき限りならずや。此等は尙ほ小事な
 りとするも、教育方針の如き、制度模倣の如き、輸入貨物の
 如き、一國の浮沈、天下の經濟に關する大事に至りても、恐
 らくは心醉の傾向なきを得んや。今にして宜しく此弊を
 矯正し、我國固有の事物をして、益、獨有特色の美を現はし、
 彼れをして却て我れを迎ふるの大計を立てざるべから
 ず、西人曰く「日本人ハ模造ニ巧ニシテ創造ニ拙ニシ」と、嗚呼

我が同胞の、甘んじて此言を諾せるか、吾人善後の策の實
 に今日にあり、豈に省みざるべけんや。
 其五 言語不正の弊 人は言語の動物にして、見聞も、智識
 も、思慮も、想像も、言語に因て活動し、言語に因て其効力を
 全ふすることを得べきものにして、人生暫らくも欠くべ
 からざるものなるは、予の辨を要せざるなり、凡そ言語な
 るもの、甲に發して乙に通じ、乙に答へて甲に應ずるを
 以て、其用を爲すものにして、若し我れ發するも彼れに通
 せず、彼れ語るも我れに解せざるか如き、曖昧摸稜なる言
 語ならしめば、言語の言語たる用なし、此の如き言語の言
 語にあらずして、寧ろ人聲と謂ふべきのみ。退ひて、我國言
 語の全体を通看するに、封建割據の餘弊に依て、我國固有

の邦語は未だ充分全國に普及せず、一小地方を限りて用ひ來れる言語甚だ少なからず、仮令バ大阪地方に於けるヘツイサン、カンテキ、ナカタン、イガム、ミツサキ、カンチ龜、カンテキ煇爐、ナカタン庖丁、イガム病臥、ミツサキ痘痕、カンチ片眼の類、福嶋地方に於ける、チロコ、オ、イ、サ、メ、ツ、コ、ベ、ロ、ス、ツ、ガ、チ母、男兒、女兒、盲目、片眼、舌、脊骨、火鉢、チカロ、ス、ス德利の類、此他全國到處、方言、訛言、僻語の種類は擧げて數ふべからず、近くは帝國議會に於て、某代議士の「チームデーメンノテクニウケエー」と云ひしを「内務大臣ノ宅ニ伺フ」と解せしものい多くなかりしと聞けり、斯の如く折角の發言も公衆、之れを解せずとせば、其發言の効用、夫れ何れに存するか、當に其効用なきのみならず、或る場合に在りては誤聞の爲めに、自然事實を齟齬し、大に損害を生ずるとあり、彼の電信の如き假名文字を使用する場合に於て、其不便最も甚し

く、爲めに其用を辨すると能はざる事實は、吾人の屢目擊する所ならずや、殊に社會多事の今日に在りては、事を處する最も迅速を要せざるべからず、然るに前述の如き事實ありとせば、滯車の便も、電信の利も、或は其効を全ふるを得ざるべし。單り事業の滯滞を生ずるのみならず、亦た自己の見聞を狭くし、延ひて國家の進歩を害するに至る。當に之れのみならず、言語の一致は大ひに國の獨立に關係あるものなり、我國には一定の邦語確立せるを以て、敢て恥づる所なしと雖も、惜ひかな、方言、僻語の爲に、全國普通の便を欠けるの憾なき能はず、宜しく不規則、不整頓の言語を改めて、完全普通なる邦語に一定せざるべからざるなり。

其六 依頼心の弊 依頼心なるものは、奮發力を減殺し、隨て耐忍、剛毅等の美德を害す。人にして此弊あるときは、其人自立する能はず、國にして此弊あるときは、其國獨立する能はざるなり。古來我國に行はるゝ所の隱居の如きは、依頼心の最も著しきものなり、凡そ人には各、勞働の義務ありて、苟くも安逸無爲に一生を過すべきものにあらず、然るに人、四五十歳に至れば概して隱居と稱し、事業を探らずして只其子女に養はるゝを以て已れの本分と爲せり、其甚しきは、女子を以て掛り子と唱へ、成長の後ち藝娼妓又ハ妾の如き醜業を營ましめ、其餘潤を以て自ら無爲に暮すものあるに至る。又其子に於ては、親の隱居するに至るまでの、自ら掛り人と稱して、毫も家事に關係せず、其

間一向ら安逸を貪ぼり、自然金錢を浪費し、遊蕩に耽るものあるに至るは、勢の然らしむる所なり、此故に親より財産の譲りを受くるを甘んじ、自ら奮發して身を立て、家を興すの思慮なく、經驗なく、一朝變災に遭遇するときは、忽ち倒産して亦爲すべからざるに至る、嗟呼、歎はしきに至りならずや。此の隱居、掛り人の依頼心たるや、其弊害に一身一家に止まらず、大いに國家に關係あるものにして、自立の精神、奮發の元氣なきときは、國力の進歩を得て望むべからざるなり。此他居候(食客)てふ、親族其他縁故ある者に一身を倚頼し、一事業をも爲さずして養はれ居る者の如き、或は不時の僥倖を恃んで、賭博に類する商業を營むもの、如き、此れ皆な依頼心にあらざるものなし、就中、最も

卑劣なるものを用達商人なり、其の用達と成らんとして、官吏に諂諛し、物品を贈り、金銭を賄賂し、偶ま其命を受くるや、常に官吏の鼻息を窺かひ、平身底頭、其の歡心を買ひ、或は巨れの邸宅を其の別荘に與へ、或は已れの妹を其の妾に進め、甘言令色、至らざるなきも、一旦其官吏の退職せるか、若くは交迭するときは、忽ち其用達を剝かるもの、比々皆な然らざるのなし、是れ所謂、一部一人に依頼する事業の恃むべからざる所以なり。其他官吏なり、職工なり、自ら奮發して已れの資力を養ふとを爲さず、人に依頼して其地位を占めんとを望むもの甚だ多し、斯の如き有様なるが故に、我國に新機械の發明少なく、最大壯麗なる事業に乏しき所以なり、古人曰く、汝ノ額ニ汗シテ其食ヲ喰

〜と、豈に勉めざるべけんや。

其七 自暴自棄の弊 今日万国交通の世なり、須らく進取活潑の元氣なかるべからず、苟くも因循姑息に處して、一日の安きを偷むが如きあれば、人智の發達、國運の進歩は得て望むべからざるなり。然るに我邦人の此の進取活潑の氣象に乏しく、概して自暴自棄に安んずるもの、如し、彼の時を俟つと言ひ、今尙ほ早しと言へる懦弱の如き、容を軟らげ、聲を低ふして、他を顧みざる文弱の如き、妓女に耽り、妻妾に妨げられて、事業を躑躅する淫弱の如き、皆な自暴自棄にわらざるはなし、試みに見よ、吾は老耄なり、吾は幼稚なり、吾の女子なり、吾の羸弱なりとして、其地位に甘んずるものわり、吾は車夫なり、吾は漁者なり、吾の貧

なり、吾は愚なりとして、從來の面目に安んずるものあるにあらざるや。此事或は小なるが如しと雖も、延ひて國家に影響を及ぼす、亦甚だ大なり、我國の未開なり、何の事業は就すべきにあらざる、我國は尙ほ野蠻なり、何の政治は行ふを得ずとして、毫も舊體を改めざるは、國家何れの時か進歩することを得んや。道德の主張の困難なり、風俗の改良の容易ならず、公娼を廢するの尙早し、歌舞伎の改良は時を俟つべし、事物の發明は覺束なし、事業の擴張は面倒なり、海を渡れば風波あり、山を越れば巖岳あり、彼れも成し難し、此れも爲すべからずと云ひ、社會の事業豈に一として成就すべきものあらんや。今にして此の自暴自棄の因循を一洗し、進取活潑の美風を養はざるべから

ざるなり。

其八、時日空費の弊。人生は時日を以て立ち、國家は時日を以て興り、金錢も時日に因て得へく、事業も時日に因て成るべし、嗚呼、光陰ほど貴重なるものはあらざるなり、帆船は變して蒸汽船となり、釣籠は進んで腕車となり、馬車となり、更に進んで鐵道を布き、電信を設くるに至りしは、蓋し時日の費へを省き、事の迅速を貴ぶの意に外ならざるなり。然るに我國に、兎角時日を輕んずるの弊あり、看よ、我國の實業家には、毎月一定の休日なきが爲め、事業を採る自然緩慢に流れ、起臥の時刻亦た日々に異なり、常に勉むるが如く、休むが如く、其狀恰かも遊戯に類するもの、如し。偶々用件ありて人を訪ふときは、先づ互に天候

の良否を語り、益裁を褒め、書畫を賞し、珍事を尋ね、奇聞を
 談し、飽くまで無益の雑談を爲し、最後に稍やく用件を陳
 ぶるが如き有様なり。斯の如くなるが故に、時日の約束を
 違へ、時日を空費するが如きは毫も省みざるもの、如し、
 彼の議會の如き、宴會の如き、案内の定刻に參集するもの
 殆んど稀にして、集會の遅刻は當然の如く見做し、一二時
 乃至數時を後れて出席するも敢て怪しむものなく、其の
 出席時刻の一齊ならざるより、早參のものは空しく時刻
 と費やすを常とせり、又彼の商品取引の如きハ、諺に「明日
 紺屋、晚鍛冶屋」と云へるが如く、其期日の約束を踏まざる
 は、一般商人の習慣となせり、嗟呼、何ぞ夫れ斯の如く甚だ
 しきや。此弊や管に時日を空費するに止まらず、延ひて怠

惰の習慣を養成し、凡べて事業を爲すに順序なく、規律な
 く、身体の動くに任せて勉め、手足の止むに従て休むの有
 様となるに至りしなり。彼の毎月休日を一定し、朝夕起臥
 の時刻を一致せる、英米諸國の富度に比して、我國富度の
 幼稚なるハ亦怪しむに足らざるなり。嗚呼、光陰は物を化
 して黄金となし、愚を化して賢となし、未開を化して文明
 となし、弱を化して強となす、時日の力、豈に亦大ならずや、
 然れども、大なる力を有するものは、其弊も亦大なり、若し
 其用方を誤るときハ、黄金を變して塵芥となし、賢を變し
 て愚となし、文明を變して野蠻となし、強を變して弱とな
 す、夫れ然り、時日空費の弊、豈に等閑に附すべけんや。
 其九 奢修虚飾の弊 凡そ衣食住は、自己財産の多少に准

すべきなり、其身に過分なる生活と爲し、無益の事に金錢を費す等、苟くも奢侈、虚飾の行爲あるとき、忽ち自己の滅亡を來たし、延ひて社會の經濟を傷つけ、國家の衰微を招くに至るは言を要せざるなり。我國近來漸く奢侈に長し、虚飾に流れ、百事西洋の外装に倣はんとするもの、如し、看よ、官衙は赤壁なるべく、官吏は車馬に乗らざるべからず、學校の洋館なるべく、教員は洋服を着せざるべからず、官吏の妻女の花帽を冠むるべく、東髪的女子は肩掛けを纏はざるべからずと。其便利と經濟とに因りて然るものは格別なりと雖も、寺院舊邸の壯宏は、以て官衙學校に代用するに足らざるか、數丁の路程も歩むに煩はしとするか、從來の服裝の何人にも不便あるか、苟くも其意此に

出てすして、妄りに外觀を争ふ、所謂奢侈にあらせして何そや。彼れ西洋は西洋の富にして、彼れの生計をなせり、富の程度、彼我日を同ふして語るを得ざる我國にして、苟且つ全様なる生計を爲さんとするか、愚も亦甚しと謂ふへし。管に西洋に倣ふのみならず、瀛車の上等、瀛船の別室の如何なる價值あるか、青年の眼鏡、壯者の杖の如何なる便利あるか、水晶の印材、珊瑚の指環、是れ亦虚飾にあらざるか。金銀の胸紐、金剛石の襟留、羅虎の帽子、琥珀の煙管の如き、其の吾人の眼界に横はる處のものは、紙筆の能く盡す處にあらざるなり。蓋し之れを細言せざるも、夜會烟火の響き、妓樓管絃の音を以て、其の奢侈の勢力を窺ふべく、家禽、盆栽の流行、書畫、骨董の騰貴を以て、其の虚飾の盛

んなるを知るべきなり、嗚呼歎すべきの至りならずや、而して奢侈虚飾なるもの、其身の富裕なるに隨て、其度を加ふるものにして、如何に事業に勤勉するも、如何に多額の儲金あるも、隨て得れば從て費やし、其儲金の益々多ければ、其奢侈、愈々増長するに至る、斯の如くにして、底止する處なければ、如何なる財産を有するものと雖も、早晚其の滅亡を免かる、能はざるなり、人民既に其身を滅亡す、豈に國家の安全なるを得んや、豈に此弊を洗滌せすして可ならんや。

其十 虚禮徒式の弊 禮法、儀式なるものは、人事の大典にして、社會秩序の上に欲くへからざるものなり、而して其の之れを執行するに當りては、吉禮、凶式、共に誠意赤心を

表彰すべきものにして、苟くも外装虚飾に涉るとなく、須らく謹誠恭敬の原則を離るへからざるものなるは明かなり。然るに我國の禮法、儀式とする所の慣例を見るに、其の祝意、哭情を表彰するの目的を外にし、徒らに外見を飾り、輕躁に流れ、俗に「交儀」と唱へて、交際の爲に儀式を執行するもの、如し、先づ其の重なる出生、年賀、婚姻、葬式、祭典等を見よ、實に言ふに忍びざるものあり、就中其弊の甚だしきものは、巨多の費用を要する是れなり、素より誠意赤心の溢る、所、自然其式を盛んにし、消費の奈何を省みざるに至る、勢の然らしむる所なりと雖ども、從來我國の習慣は然らず、其費用の主として酒食の爲に要するものにして、全く濫費浪費にあらざるのなし、其の酒食

たるや、出産の母子、年賀の常人、婚姻の新夫婦、葬式の死者、祭典の靈位に對して、何の慰する所あるか、何の益する所あるか、毫も之れなきのみならず、却て其意旨に反するの結果を生ずるものあり、親族知己の多數人を集めて暴飲亂食するの極、酒狂の爲に口論を起し、喧嘩を始め、却て賀席を汚し、吊筵を亂すに至るもの比々皆然らざるのなし、殊に葬式の如き、親子兄弟の愛惜を慰め、共に愁ふるの衷情を盡さざるへからざるに、會者は徒らに酒食を慢りにし、或は略と評し、或は吝と誹るものあるに至る、其の誠意赤心を表彰するの本分の夫れ孰れに存するか、其甚しきに至りては、造花の衆寡を以て葬主の可否を評し、荷物の多少を以て婚者の善惡を論ずるに至る、之れか爲に貧

者は葬送に困しみ、無資者は婚嫁を躊躇するの有様となり、死者あらは其の不幸を悲まんより、寧ろ葬費の融通に心痛し、子女あらは其配偶の當否を撰まんより、寧ろ其資産を問ふに至れり、故と以て中人以下(活計の上より云ふ)に在て、一たひ子女を婚姻せしむるか、又は死者あるに遭遇するときは、爲めに家産を傾くるに至るもの渺なからず、之れ自ら招くの災と雖も、所謂「交儀」てふ慣例の爲さしむる所、虚禮徒式の弊、茲に至りて極まれりと謂ふべく、亦嘆はしきの限りならずや。其他出産には何種の魚類を用ふべく、年賀に何々の蒸物を配贈すべく、婚姻に何々の料理を爲すべく、實家より何々の品物を贈るべく、葬送、祭典には何々の菓物を供ふべく、親族縁家には斯く爲

すへく、朋友知己には此く感さるへからすと、其地、其時に在らざるものまでも、強ひて謂はれなき舊慣に拘泥して、態々之れを他國に求め、故らに之れを新調するか如きの、其不便不利なるの勿論、毫も禮法儀式の本分に適ふものあらず、更に甚しきに至りては、其場合に臨んで、特に奇怪なる衣裳を着し、奇怪なる器具を整へ、奇怪なる言語を用ひ、奇怪なる動作を爲す等、兇穢に類するの行爲は、枚擧に遑わらざるなり。嗚呼、人生の大業、社會の大典たる禮法儀式にして、何ぞ其の頽敗の茲に至るや、宜しく之れか挽回の策を講し、嚴正明確なる秩序を保たざるへからざるなり。

其十一

妓樓公許の弊

娼妓は已れを害し、人を害し、社會

を害するの惡業にして、其弊擧げて數ふへからすと雖も、就中淫風を煽動するを以て、最も甚しきものとす。彼の藝妓の如き、妾の如き、其表面は娼妓に讓る所あるが如しと、雖も、社會の淫風を誘起するに至りては、其弊娼妓に異なる所なく、等しく對己、對人、對國の罪惡を免かるへからざるなり。凡そ惡を爲すに三あり、曰く知らずして爲すもの、曰く知て爲すもの、曰く公然爲すもの、是れなり、知らずして爲すものは其罪軽く、知て爲すものは其罪重く、公然爲して憚らざるものに至りては、其罪更に重しとす。蓋し知らずして爲すもの、其の惡爲たるを知らぬ直ちに之れを悛ため、知て爲すもの、之れを悛ためしむるの器械なきにあらずと雖も、公然憚らざるものに至りては、其害一

人に止まらずして、社會に惡爲を傳播するものあればなり。人の財産を盜むもの、人の生命を奪ふもの、共に惡爲ならず、其の惡爲たるを知らばなり、此故に人皆な之れを惡くみ、社會亦之れを卑しむ、此故に之れを犯すもの少なく、此の思念を生ずるもの少なし、此故に賊盜殺人の行爲社會に跡を絶たすと雖も、未だ恬然之れを爲して憚らざるものなき所以なり。若し公然盜賊殺人の營業を公許せる國ありとせんか、既に營業と云ふ上の、社會之れを怪しむの理なく、其國人は果して之れを惡くむものなく、之れを卑しむものなく、盜心、殺風、國家に充滿し、國人安眠するの時なきに至るや必せり、凡べて惡事は、之れを爲すを憚り、亦

之れを爲すものを惡くむを以て、國家の安寧を得べきものにして、之れを恐れず、之れを憚らざる時、國家の滅亡期して俟つべきのみ。……娼妓の業たるや、盜賊、殺人に比して、是れ亦其表面大差あるが如しと雖も、并は只た習慣の然らしむる所にして、其の人の財産を蕩盡せしめ、人の生命を殞さしむるに至りては、敢て異なる所なく、等しく道德の罪人にして、人の之れを惡くみ、社會の之れを卑しむ、亦自ら憚り、自ら恥つべきものなるは、三歳の童子も能く知る所なり。然るに我國には娼妓を以て一の營業として之れを公許せるが故に、之れを惡くみ、之れを卑しむものは、少數の識者に過ぎずして、社會の一般は之れを惡くまます卑しませず、之れを恥ぢず憚らざるのみならず、却

て其の利得の多きを羨み、其の外面の氣樂なるを慕ひ、此業を營むを以て自ら僥倖と爲すものあるに至れり。此故に到る處遊廊の設け在らざるなく、高樓華亭、市街に巍立して其の壯觀を誇り、管絃鼓鉦、四方に響きて其の奢侈を示し、娼婦情妓、大道を往來して其の華美を表し、世の淫風を煽動し、儻俗を惹起し、驕奢を勸め、遊治を誘ひ、社會を害するの手段至らざるなく、國家を毒するの悖行盡さるる。此故に青年の男子妓樓に登らされは自ら恥となし、成年の女子は情夫の多きを以て自ら手柄と誇り、兒童は常戯に散財を擬し、少女は庭遊に賣女と真似るに至れり。此故に識らす知らず淫風社會に充溢し、母子情歌の温習を爲して耻らす、兄弟猥褻の談話を爲して省みず、朋友妓

樓に淫事を共にし、親族夜會に接吻を競ひ、醜行、色爲、人目を憚らざるに至りたり、噫吁淫風の熾んなる何ぞ茲に至るや、娼妓公許の弊、實に極まれりと謂ふべし、世の具眼者浩歎せざらんとするも豈に得べけんや。……淫風を撲滅するの策一にして足らずと雖も、先づ公娼を廢するより急なるのなし、今にして之れが公許を撤去し、妓樓を毀たしめば、道德腐敗の今日、假令一時に其跡を絶つ能はざるも、之れを犯すものは彼の賊盜、賭博の如く、政府の網を潜り、人の目を憚り、公然之れを犯すものなきが故に、其惡爲をして社會に傳播せしむること少なく、加ふるに既に法律の罪人となる以上は、人皆之れを惡くみ、社會亦之れを卑しめ、妓樓に登るもの世人に笑はれ、娼妓となるも

の社會に退けられ、遊廓に到るもの自ら憚り、情を賣るもの自ら耻づるに至るは、事實の然らしむる所なり。果して斯の如くならば、茲に始めて道德の振興を萌さし、漸くにして淫事の何物たるを辨まへ、情話の何物たるを知り、政府の干渉を俟たずして、自然猥褻の文章を弄するものなく、破風の圖書を鬻ぐものなく、家に淫事を慢りにするものなく、途に情談を語るものなきに至るは、期して待つべきのみ。況んや國家を保護する法律にして、隠に惡爲を犯す密淫賣、即ち罪の輕きものを恐れて、公然惡業を働らく愚故、即ち罪の重きものを公許するの悖理なるに於て、おや。

斯の如く、我國今日の風俗にして、其の弊害あるものを詮し

來れば、實に枚擧に遑あらざるなり、以上記する所は、只其の二三を摘みたるに過ぎず、殊に其事實を陳へたるのみにして、之れが改良の意見を論したるものにわらず、蓋し滔々たる天下の風俗、今茲に各個に就て、一々之れが矯正の方法を講ずるの暇なればなり。

家憲 國憲

第四章 風俗改良の必要

家憲整頓して國憲確立し、個人自立して國家獨立す、其本治まりて其末治まらざるものゝあらざるなり、——歐洲土耳其、何が爲に衰頽したりしか、土耳其の國風廢弛したればなり、印度帝國、何が爲に覆滅したりしか、印度の土俗頽敗したればなり、嗚呼其本亂れて末盛んなるものゝあらざるなり、獨逸、何が爲に偏起したりしか、チュートン人の元氣、之れをして偏起せしめたりし、米利堅、何が爲に勃興したりしか、アメリカン人の精魄、之れをして勃興せしめたりし、ワシントン如何に清徳の君子なりと雖も、隻手の能く米國を創設し得へきにあらず、ウァルエム如何に千古の英傑なりと雖も、片腕の能く日耳曼帝國を統一し得へきにあらず、嗚呼、フランシスフランシス

一心

人民、尙武の良風と、蟠然歐洲中央の邦土を嚮化し、哥倫比亞
人民、自治の美俗は、儼然大米國の山河を淘治せり、夫れ然り、
誰れか風俗の改良、必要なしと云ふか
多望なる國家、其改良を要するもの甚だ多し、政治に、法律に、
殖産に、興業に、一にして足らずと雖も、未だ風俗の改良より、
急なるのなし、蓋し政治之れに依りて整頓せられ、教育之れ
に依りて進化せられ、殖産之れに依りて繁殖し、興業之れに
依りて隆盛なれりなり。——如何に完全なる政府を形つ
くるも、之を運轉せしむるに奸官汚吏を以てするときは、機
關何に依りてか其働きを完ふするを得ん、如何に立派な
る議會を設くるも、之れに滿つるに詭譎破廉の代議士を以
てするときは、立法の功果、夫れ何れにか求めん、如何に貿易

盛んなりと雖も、欺騙詐謀の輩、横行するときは、正當の商賈
何に依りてか立たん、如何に家運隆んなりと雖も、親子利を
争ひ、妻妾佞を競ひ、兄弟鬩に鬩き、僕婢相誣ふるときは、一家
何に依りてか和樂を得ん、根底既に朽す、何物の建築か其上
に立つとを得んや、夫れ然り、樂討の亡國、漢武の自滅、其不徳
に出でざるはなく、羅馬の滅亡、埃及の衰頽、亦風俗の紊亂に
因らざるはなし、殷鑑歴々、臆中におり、豈に戒愼せざるへけ
んや。
退ひて我國今日の状態を見よ、外見皮想の事物ハ漸く進歩
せるも、内部の實力に至りては、既に前章に縷述したるが如
し、夫れ然り、道德の頽敗や深く、風俗の紊亂や極まれり、此の
醜腐の分子を以て、豈に太平和樂の國家を組織するを得ん。

四必

同胞積弊、社會汚點、今日急務

や、豈に完全無欲の新日本國を造出はることを得んや。
 外見に狂し、皮相に奔り、木を捨て、末に汲々たるは、今日の
 有志家にあらずや、花を見て實を顧みざるは、今日の宗教家
 にあらずや、目前の小利に眩して遠大の洪益を計らざるは
 今日の商賈間にあらずや、治者となるを望みて被治者とな
 るとを忘れたるは、今日の自稱政事家にあらずや、男女別
 を亂し、長幼序を失ひ、獨り自己あるを知りて、對人、對國の義
 務あるを忘却しつゝ、あるは、之れ、今日我國の風俗にあらず
 や、嗚呼此の風俗を奈何せん、嗚呼此の風俗を奈何せん……
 同胞の積弊を矯正し、社會の汚點を洗濯し、國家の元氣を養
 成するは、今日の急務にはあらずや、若し我が同胞にして、
 我が國を無視せば可なり、然れども、永久此土に住み、此國に

五必

葬むられ、我が子孫をして東洋君子國の主人たらしめ、以て
 狂瀾怒濤の間に卓然獨歩せしめんと欲せば、風俗の改良何
 ぞ夫れ猶豫すへけんや、愛世愛國の士、豈に悠々黙視して可
 ならんや。

第五章 風俗改良の方法

自然改良 人為改良

一方

凡そ事物の改良に二あり、曰く、自然の改良、曰く、人為の改良、是なり、自然の改良とは、世運に誘化せられて、知らず識らず、自然に其面目を改たむるを云ひ、人為の改良とは、其不善、不利なる箇所を發見し、人力を以て之れを改良するを云ふ。風俗の改良も亦此の原則の支配を免かるゝ能はず、例へば、外部に在りては婦人の束髪、の如し、其缺點を發見して、故らに之れを改むるの意に出でず、亦た何人の獎勵に因るにあらすして、年々其形容を改め、其當時、世の好みに連れて流行するの類、即ち自然の改良なり、近來束髪改良會などを設け、從來の束髪に不長不便の缺點あるを主張し、之れが改良を社會又促かす如きは、即ち人為の改良あり。又内部に在りては、

二方

狡猾なる貿易商人が、曩きに粟子^{アヲ}を以て罈紙に偽り、砂糖を以て樟腦に欺きしも、彼れ一目、其眞偽を判別するの今日となりては、復た奸計を爲すものなきが如き、諺に「猫ト庄屋」取テヌハナシ」と云へるが如く、筆先きを誤魔化し、賄賂を専らとせし従前の官吏も、人民自ら政事に參與するの今日となりては、復た不正の舉動を爲すものなきに至りたるが如き、皆な世の進歩に従ひて、自然に改良したるものと云ふへし。彼の法律上の懲罰を受けて悔悛したる罪人の如き、廢娼會、禁酒會等の輿論又誘はれて姦淫、自暴の、不徳を悛むる者の如き、人爲に依りて改良したるものと云ひすして何をや。果して然らば、吾人は其の自然、人爲、孰れに従ふべきかを研究せざるべからざるなり。

三方

自然淘汰の作用は、自ら社會の間に行はるゝものにして、風俗の改良も、亦た此の理法に支配せらるゝを免ぬかれずと雖も、單に自然に一任して、優勝劣敗、強存弱滅の作用を待つべきにあらざるなり。若し夫れ放棄して自然に任せんか、天の如何に慈悲なりと雖も、自ら助けざるものを助くるものにわらず、況んや腐徳、敗風、今日禽獸社會將さに來らんとするに於ておや、何ぞ悠々として自然の到來を待たんや、蓋し自然の力の、其進歩甚た緩鈍にして、若し人爲の補助を得ざるに、其の沈滞、退歩するものなれはなり、看よ、彼の高嶺、炭礦の坑夫に於て之れを見よ、人々權利義務を辨まへ、朝野自由を重んじ、苟くも法律以外に立て人を強制すべからざる、明治の時機に在りて、何ぞ圖らん、彼れか如き暴虐の處

爲わらんとは、然れども、此の時機てふ自然の力は、人爲に對しては緩且つ鈍あるが故に、久しく浸染したる、彼れ炭坑社が非道の習慣に打ち克つこと能はざりしなり、然るを一朝、有志の人爲を以て、演説に、新聞に、社會の輿論を喚起したる爲めに、忠告となり、譴責となり、命令となりて、遂に其面目を一新したるにあらすや、是れ乃ち自然の持むへからずして、人爲の確固たるを証するに足らん、夫れ然り、故に予は自然の改良を待たずして、進んで、人爲の改良に熱心せんと欲す、否な人爲を以て天工を補ひ、自轉しながら公轉せんとするものなり。

人爲の方法に種々ありと雖も、從來我國に行はるゝ所のものは、概して左の三種に過ぎざるか如し。

宗教ノ制裁
 理教ノ薰陶
 陶術ノ法律
 力ノ効

- 一 宗教の制裁
- 二 理教の薰陶
- 三 法律の効力

今我が風俗を改良せんとするに當りて、以上三種の中、孰れを探て以て、其方法と爲さんか、請ふ試みに之れを論せん。

凡そ宗教なるものは、信仰的に依て内部、即ち心術の改良を爲すものにして、一旦之れが支配を受くるときは、復た容易に他物の爲めに動かされざる、最も強固なる勢力を有するに至るものなり、其信仰の餘まり、神に奉し、佛に供する爲めには、身を焼き、肉を裂くをも辞せざるに至る、或は嚴寒、膚を臂さく雪風の中に、水を浴して、白衣に氷を連らね、炎熱、石を燥らかす酷暑の候に、裸體、徒跣して百度參を爲すか如き、或

六方

は掌を焼きて線香を燻らし、護摩を焚きて火を渡るか如き、或は指を截て神に誓ひ、髻を斷て佛に祈るか如き、或は一七日の斷食、三七日の無言の如き、皆以て吾人の意想外に出づるの行爲は、最大無量なる信仰の勢力にあらざるよりは、何でか之れを爲すことを得んや。斯の如き強大なる勢力を有する宗教なれば、其薰陶の方法にして善良無欲ならしめば、風俗を改良するに最も適當せりと雖も、惜ひかな、我國今日の宗教を見るに、其薰陶の方法を誤り、立教者の、目的に反するもの、實に妙なからず、國民の人情、風俗を矯正せんとして、却て其弊を増せるもの、如し、見よ、其先導者たる僧侶、教師の如きの如何、専ら死者の葬送に刮目し、力めて追善、回向に奔走し、堂宇の再建、寺院の修繕に託し、寄進勸化に餘念なき

七方

もの果して幾許を、供水を飲ましめ、洗米を食ひしめ、鹽を撒き、幣を振るを以て、已色が務めとし、琵琶を圍み、鉦七力を弄ぶを以て自ら業と爲すもの果して幾許を、七万の神官教師、十四万の僧侶教師、恐らくは悉く此の如くならざるなきを得んか、其の宗教の本分たる、人心の腐敗、風俗の衰頹を救済するに汲々たるものに至りては、實に二十一万の宗教家中、指を屈するに足らざるべし、加之ならず、之れを信する所の、燒身、裂肉を以て神佛に奉ずる、彼の熱心なるものを見るに、概して下等社會(智識の上より云ふ)に在りて、閻魔大王、柳下の鬼婆を信する輩として、宗教の何物たるを知らざるもの甚だ多し、此の故に吾人が最も貴重する所の、確固動かさるの信仰は、變して迷信、感瀾の信仰となり、吾人をして却て其

確固たるを恐れしむるに至れり、又彼の耶蘇教の如きは、迷信の弊、或は少なきに似たりと雖も、其實決して然らず殊に日本人の興望に適せずして、到底、日本社會を動かすに足らざるのみならず、吾人の最も恐るべき西洋心酔の弊ありて、我が國體に適せざるの説、頗る多し。斯の如き有様なるが故に予は現在の宗教を以て、我國今日の風俗を改良するの價値なきものと爲せり、然れども予は宗教をして、國家の外に放棄すべしと云ふにわらず、予は宗教の所説、悉く信を措くものにわらざれども、國家に取っては亦其の必要なるを知る、殊に道理に暗き者を誘導するの方便としては、最も必要なるものなれば、此際、宗教家の奮發を以て今日の宗教を洗濯して、其眞本分に立ち歸り、専ら人心の腐敗を醫濟するこ

とに、方針を改むるに至らば、亦た國家の幸ひなりと雖も、這は甚だ困難なることにして、各宗互に軋轢、嫉妬を事とせる今日の有様にては、逆も國家の大事業たる、風俗改良の方法として、之れを恃むに足らざるなり、——然らば、理教を探らんか、理教亦た探て以て、風俗改良の方法と爲すべからざるなり、何となれば、儒教に在りては、禁戒の條多くして勸奨の項少なきが故に、退守に安んじて進取に乏しきが如き、權義を説く偏頗なるが故に、尊屬には權利ありて義務なく、卑屬には義務ありて權利なきが如き、男尊女卑の教、多きが故に、男子は妻妾數人を蓄ふも、婦人の夫死不嫁の説の如き、其他生殖器、心、性等の諸説に至りては、人智の進歩せる今日に適せざるもの頗る多し。又哲學に在りては、數多の學派あるが

故に、各派其原理を異にせるが如き、時々異説を立て古人の上に出でんことを試むるが如き、知ることを重んじて行ふことを輕んずる傾向あるが如き、其他所説、玄妙なるを以て中人以下の俚耳に通じざるなり。斯の如く儒、哲共に其弊少なからざるが故に之れを以て國家の積弊を矯正せんとする、風俗改良の方法と爲すべからざるなり、況んや我國今日の姿にて、儒、哲は一の學科たるに過ぎずして、人心を醫濟するの目的を放棄せるもの、如きに於ておや、——然らば法律に據らんとするか、法律亦た風俗改良の方法と爲すに足らざるなり、凡そ法律は、道德を維持するの一器械にして、風俗上、亦飲くべからざるものなりと雖も、其の惡を制するを得るも、善を勸むるを得ず、風俗を亂るべからすと云ふ

を得るも、之れを善良に爲すべしと命ずるを得ず、況んや法律は社會的の勢力強くして、個人的の勢力甚だ弱きものなるに於ておや、假令バ、人を傷くるを許さざるも、已れを傷くるを制せず、店頭の裸体を制するも、室内の醜行を禁せざるが如く、消極的、懲惡の効あるも、積極的、勸善の力に乏しきものなり、殊に法律は、政府の手に出づるものにして畢竟、吾人人類の少数が作る所のものなれば、時に或は道德、性法の本分に反するものなきにあらざる、或は多數人民の輿論に適はざるものなきにあらざるべし、若し斯の如きものありとせんか、風俗の改良、豈に望むべけんや、是れに困て之れを見れば、法律は半バ我が目的を助くと雖も、未だ以て風俗改良の方法と爲すの力なきものと云ひざるを得ざるなり、——

以上論する所を以て見れば、法律、宗教、理教、共に風俗改良の
 方法と爲すに足らざるなり、果して然らば、此の三書の外に
 立ちて、風俗改良の方法を究めざるべからず、是れ即ち水著
 の起る所以にして、本書の主眼とする所なり、
 紊亂錯雜せる我國今日の風俗、如何なる器械を以て之れが
 改良の衝に當らんとするか、宗教、理教に積弊あり、法律は
 誤謬を免かれず、此の三者の外に立ちて、尙且つ宗教、理教の
 積弊を矯め、法律の誤謬を正さんとする、風俗改良其の物は、
 如何なる方法に據らんとするか、嗚呼、何を風俗改良其の方
 法の困難なるや、豈に沈思熟考せざるを得んや、予の
 信す、當今社會公衆の輿論を以て之れが方法となすの外
 なきことを……「ナポレオン」曰く「輿論ニ隨ヒテ事ヲ爲セ

ハ、何事カ成ラザラン、蓋シ輿論ノ向フ所天下ニ敵ナシと、予
 は其言の違はざるを知る、蓋し風俗なるものは、多くの土地
 と時世とに依りて變遷するものにして、其善惡を評議し其
 方法を講ずるに、須らく臨機應變の策を取らざるべから
 ず、豈に限りある少数人、類の力に任すべけんや、豈に之れが
 千古一定の規律を設くるを得んや、宜しく其の變遷に従て
 當時社會多數の輿論に問ひ、其輿論の示す所を以て、其善惡
 を評議し、捨つべきは捨て、採るべきは採り、存すべきは存し、
 改むべきは之れを改むるの方法を研究せざるべからざる
 なり、嗚呼、輿論なるかな、輿論なるかな……而して其の輿論
 を喚起するに、更に左の方法を要す、
 一 一大會社を設立し、其本部を便宜の地に置き、支部を各

地に設け、會社員の我國の有志者を以て組織すること
 全國は廣く、人口は多し、一手の能く爲すべき又あら
 す、各地方に同主義、同目的の會社を設立し、而して之
 れを總轄するもの一箇所を置き、之れを名づけて本
 部と云ひ、各地方に在るものを支部と稱し、其の支部
 は少なくとも一府縣に一箇所を置き、會社員の増加す
 るに従がひ、漸を追ふて、一郡區より、一町村に及ぼす
 とを期し、會社員は、初めより必ずしも多數を要せず
 寧ろ少數の熱心家を以て組織し、着々歩を進むると
 肝要なり。

一 本部の、其機關として、新聞雜誌を發行し、一般會社員并
 に希望者に頒ち、且つ數多の委員を派遣して常に各

地を遊説せしむると。

新聞雜誌の、各支部の意見及び状況を蒐集し、之れに
 本部の意見を附し、傍ら古今各國の風俗及び其沿革、
 統計等を叙述去て、廣く社會風俗の大勢を知らしめ、
 以て會社員の参考と爲すべく、遊説委員の、各支部を
 巡回し、其間、到る處に於て便宜の方法を以て輿論を
 喚起し、會社員を募るとに盡力し、其他本部と支部及
 ひ會社と會社員との氣脈を圓滑ならしむることを勉
 め。

一 各支部は、毎月數回公會を開き、地方の風俗に就き會社
 員の意見を演説し、其の改良の方法を討議するを。

公會は、輿論を喚起するに必要なものにして是に、

因て其地方風俗の改良を促し、且つ同盟者を増加す。
 一本部は、毎年一回若くは數回、各支部より總代を召集して、大會議を開く。

大會議は、會社の重要なる事件を協議し、及び豫て興論の指示する處を研究し、其風俗の善惡并に改良の方法を議決し、其議決の條件ハ、會社員をして實踐躬行、自ら他の龜鑑とならしめ、且つ全國に公告して、其の實行を促かす。

一 會社の費用は、會社員の負擔と、篤志者の寄附金とを以てすると。

一 其他の方法ハ、會社員の協議を以てすると。

茲に列記せる所の、予が卓見の大要に過ぎず、國家の

實行

大事業、豈に當此れを以て、満足すへきものにあらんや、宜しく有志の勸諭を以て、完全なる方法を作らざるへからざるなり。

以上の方法にして、實行するを得り、風俗の改良敢て難きにあらざるへし、然れども、之れが實行するを得ると否とは、亦た吾人の宜しく研究せべき問題なり、而して、其の恐る、所のもの費用の一點にあるのみ、其費用たるや、予が從來の經驗に依れば、一會社員、一箇月金十錢内外（一町村に一部を置くとして）の出金を以て、充分なる運動を爲すことを得へしと信す。此の出金や、收て少なしとせざるも、亦甚た多からず、之れを難んする者の、社會の先導者たるの力なきものにあらざれば、風俗の改良を輕視せるものに過ぎざるなり。

荷くも世を憂ひ、國を愛し、社會の先導者となりて、國家に盡すの義務を知るものにして、此の出金を否むものあらんや。予が所謂、會社員ハ、前者を取らずして後者を以て組織せんとするものなり。又篤志者、寄附金の奈何を考ふるに、其方法の宜しきを得は、何でか此の美舉を賛成せざるものあらんや、彼の元冠紀念碑の如き、西郷隆盛の銅像の如き、既に數万乃至十數万の寄附金を贈集したるに、あらずや、此の末事にして、尙且つ然り、況んや國家の衰頹を挽回せんとする風俗改良、其の大事業なるに、於ておや、夫れ然り、此の費用にして、果して辨するを得るとせんか、其他の方法は復た問ふ所にあらざるへし、此の故に予と他くまで此方法を以て、成立すへきを信じて疑はざるなり。

上來論述したる所を約言せば、風俗改良の方法ハ、宗教、理教に據らす、亦た法律を採らす、此の三者の外に立ちて、尙且つ、宗教、理教の積弊を矯め、法律の誤謬を正すへき力を有する。一大團體を組織せざるへからずと謂ふに在り、是れ即ち予の不肖を省みずして、大日本風俗改良會を設立したる所以なり。

第六章 風俗改良の標準

便宜主義
一標

滔々たる天下の風俗、孰れを善とし、孰れを惡とせんか、孰れを是とし、孰れを非とせんか、風俗の大海、豈に磁器なくして可ならんや。——東洋の風俗は以て歐米の人情を支配する能はず、西洋の人情は以て東天の風俗を左右する能はず、北海の浪、豈に又南海の魚を養ふへけんや、人心の異なる其の面の如く、風土の差ある其の國の如し、千遍一律は以て風俗の規矩となすに足らざるなり、若し夫れ歐米に倣はんか、歐米の山河、果して日本の山河と均しきか、我國古來の風俗を固守せんか、世運の進化は果して之れを許すへきか、然らば、便宜主義を取るとせんか、便宜主義、時に可なり、然れども、風俗を矯正せんとする規矩とは爲すへからず、浮萍の波に

従て流る、か如き曖昧模糊の主義は、以て我か風俗を改良するの標準と爲すに足らざるなり、果して然らば何に據らんとするか、人或は曰ひん「風俗ノ善惡ヲ判定スルノ標準ハ亦々時ノ輿論ニ從フヘシ」と、噫之れ何等の言ぞ、比較主義は以て風俗改良の方法と爲すへきも、之れが標準と爲すへきものにあらざるなり、夫れ天下の輿論、必ずしも是なるにあらず、一人の言、必ずしも非なるにあらず、輿論なるものは、當時其の國人民の感情、智識の凝結して表われたるものなれば、其國人民の感情、智識にして是ならんか、其輿論は公正なるへし、若し非ならんか、其輿論の不正たるを免かれざるなり、凡そ一國の安寧幸福を維持するに、其輿論に従ひて、其制度、法律を制定せざるへからざるものとするは、必ずしも

其輿論の是なるを認知したるにあらずして、縱令へ其輿論の少しの過は合はざるも、急激の改革を施すときは、却て其國の秩序を傷け、其人民の感情を害するを以て、一時之れに従ひ、漸次其の改良を計らんとするの手段たるに過ぎざるなり、豈に輿論、一に是なりと云ふを得んや、「ソツラテス」真理を説きて輿論に反し、身ハ暗獄の鬼となりしも、真理ハ真理たるを失はず、却て今日文明の基を開きたりし、「ガリソオ」地動説を唱へて輿論に反し、世に容れられざりしも、確説は確説たるを失はず、却て今日開化の礎を興したりし、——若し夫れ形而下の制度、法律の如きは、其標準を時の輿論に取る、之れ至當の事にして、又斯く爲さるへからずと雖も、形而下を支配する形而上の事にして、其標準を時の輿論に

取らんとするハ、誤謬の甚まきものと云ふへし。釋迦、法を説く、時と人どに依りて變ず、然れども佛教の眞髓たる大乘ハ、確として動かす、基督、教を説く、男女老若に依り其營を異にす、然れども、耶教の本領たる天國は、依然として變せず、要するに、時と人どに應したる方便を以て、其真相に導かんとするに過ぎず、今風俗を改良せんとするに、其標準を時の輿論に取らんとする如きは、鏡に對して自ら其面の醜を歎くに異ならざるなり、輿論ノ向フ所天下ニ敵ナシの格言は、事功を説きしものにして、事の是非善惡を説きしにわらず、予が前章に於て、輿論に従ふべきを主張したるハ、即ち風俗を改良する方法を論じたるものにして、風俗の善惡を判定する標準を言ひしものにわらざるなり、要するに、事を成す

輿論に乗せざるへからず、而して其輿論は必ずしも是なるにわらざるか、故に、更に一定の標準を設けざるへからず、と謂ふに在り、譬へは船の航海に於けるが如し、其の目的の港に進行せんと欲せば、宜しく汽艦を運轉せざるへからず、而して汽艦は蒸氣力に依て始めて運轉するものにして、汽艦自ら運轉するものにわらざるなり、風俗改良の目的に達せんと欲せば、宜しく時の輿論に乗せざるへからず、而して輿論は標準に據て始めて公正を得べきものにして、輿論必ずしも公正なるものにわらざるなり、輿論は汽艦にして、標準は蒸氣力なり、此の蒸氣力の標準より成り立ちたる汽艦の運轉、即ち輿論の勢力を以て、風俗の改良其の目的の港に向つて進行せざるへからざるなり、夫れ然り、蒸氣力たる標

準を撰むに當りて、瀛壚たる輿論を以てせんとするは、誤れるの甚たしきものと云ふへし。果して然らば、何に據て以て之れか標準と爲さんとするか、予の道德主義を探らんとす、……各國に通じて、謬らす、千古に亘りて變せざる。道德主義を探らんとす。

從來道德を説く所の教に二あり、曰く宗教、曰く理教是なり、宗教に佛教あり、耶蘇教あり、回教あり、理教に儒教あり、哲學あり。而して宗教の未來世を主とし、理教の現在世を主とするが故に、其の説く所の道德、相同しからずと雖も、各其標準とする所の條目あり、佛教に於ける五戒、十善の如き、耶蘇教に於ける十戒の如き、儒教に於ける五倫、五常、六德、三戒の如き、哲學に於ける對己、對人、對國、對上帝の如き是なり。此を以

て、今我が風俗改良の標準を道德主義とするに至らば、亦た孰れの教に據り、孰れの條目を取らんとするか、是れ亦た一の問題たるへし、然れども、予は此等諸教の道德に據り、亦其の條目に倣ふを欲せざるなり、蓋し我國今日の宗教、理教は共に外國より輸入したるものにして、精細に其の説く所を調査し、來れば、我が日本帝國の國體上、不適當のものあれば、なり。然れども、予は宗教、理教をして非理なるものと云ふに、あらず、亦た彼等の標準とせる條目をして、瓊瑤ありと云ふに、あらず、孔子の如き、釋迦の如き、亞立士度徳の如き、基督の如き、孰れも古への大聖人にして、其の立教の深慮の、後世の吾人が得て窺ひ知る所に、あらざるなり、予が之れを取らずと云ふは、我國今日の風俗を改良するの標準とすに就て

云ふのみ。

夫れ獨立國にハ獨立の氣象なかるへからず、我日本帝國は
獨立の帝國なり、故に獨立の氣象なかるへからざるなり、獨
立の氣象と何ぞ曰く日本魂是なり、而して日本魂は能く
義に能く孝に能く廉に能く信に巍然として万国に卓立せ
り、……嗚呼日本固有の道徳は、其れ唯之れなるか、其れ唯
之れなり、故に予ハ之れを以て我國風俗改良の標準となさ
んとす、我が聖天子詔あり、至善至美、以て我國同胞心海の
方向を定むるに足る、我が風俗改良、其の標準の條目ハ之れ
を措ひて將た何れにか求めんや。

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツ

ルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一
ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ是レ我カ國體ノ精華ニ
テ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス、爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ
友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉已レヲ持シ博愛衆ニ及
ボシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ
進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ
一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶
翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠實ノ臣民タルノミナラ
ス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱
ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施
シ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニ

セシコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

嗚呼誰れか此の 聖詔を拜讀して感泣せざるものあらんや、我が 皇祖教を樹つる遠く、我が祖先之れを守る久し、日本帝國之れに依りて生れ之れに依りて成長し之れに依りて動く、日本の元氣實に此に存す、是れ不肖正孝が跪きて聖詔を捧持し、拜讀し、大聲疾呼以て天下同胞に忠言せん、と欲する所以なり、嗚呼此の 聖諭は吾人の生命なり、若し吾人にして此の 聖諭に背くときは、皇祖の臣民にあらず、祖先の子孫にあらず、不忠不孝の人となりて終らんのみ、請ふ來れ我が親愛なる日本帝國の同胞よ、來りて此の 聖詔

を拜讀し、以て卿等の心魂を固めよ、而して我が國運を永久に維持せよ、嗚呼 皇恩や大なり、祖恩や深し、謹て臣民たり、子孫たるの榮を辱かしめざるは、實に吾人同胞の最大要務なり、豈に勉めざるへけんや。

第七章 結論

所見
一斑

予の序を追ひ、章を重ね、聊か予の所見の一斑を開陳したり、若し夫れ、此の方案にして實行するを得んか、風俗の改良敢て難きにあらざるへし、然れども、事の言ふに易くして、行ふに難し、古人曰く「巧言ハ拙行ニ若カス」と、旨あるかな言や、誰れか知らん、頼、藤田諸士の熱言、鴈語も未だ蓮田、佐野等が、魂血を絞り來りて、櫻田門外の雪を染めたるに及り、さうしを、韓非が難言痛語も、未だ子房が抛ちたる博浪一撃の鐵槌に如かさうしを、「ルーソー」「モンテスキュー」が肺肝を割きたる名著、大作も、未だ「パトリックヘンリー」が天を仰ひで放ちたる一砲丸に及り、さうしを、豈に當此れのみならんや、楠公、湊川一片の斷碑の、千秋の下、能く人心を驚き、赤穂義士、泉岳の

二結

實躬
踐行

慕蹟は、百歳の晨、能く士氣を奮起せしむるにあらすや、嗚呼、此等の諸士の、躬行實踐、以て天下の大道を濶歩したる、大人なり、故に能く人を感せしめ、能く世を動かしたる、予が風俗の改良を爲さんとするも、亦た之れに外ならざるなり、酒々たる天下の風俗、更に誘々として敗れたり、酒々たる天下の人情、更に蕩々として頽れたり、此時に於て之れが挽回救済の任を全ふするものは、躬行實踐の士にあらざるは、能はざるなり、嗚呼、躬行なるかな、實踐なるかな、然れども、風俗改良の事たる、假令一時に其目的を達するこゝと能はざるも、確く眞理を維持し、俗に阿らず、世に媚ひす、卓犖塵界に横行し、以て其弊風陋俗を矯正せざるへからず、若し又風俗の改良を以て、制度法律の如く、突差の間に成就し

優美
ナル
風俗

圓手
タル
美地
善策
ノ
三結

終らんとする如きは、之れ愚者の所爲にして、識者の首肯せざる所なり、凡そ善良なる風俗は、知らず識らず善習慣の中より來るものなり、慶雲天に驟き、和氣地を掩ひ、爾然名狀すへからざる風俗こそ、眞の優美なる風俗なれ、是れ風俗改良の甚だ難き所以にして、識者の常に浩歎する所なり、……要するに、予は徒らに急行激進、遽かに破壊的の運動を試み、或は突如として一夜造りの城を築かんとするものにあらず、其土、其地に應ずる適當の改良を施し、漸次進んで圓手たる美天地を創設せんとするに在り、嗚呼、我が親愛ある同胞諸士、予を以て徒らに苦言痛語の血性物となさすして、予が赤髓の存所を探檢せよ、果して同胞諸士にして善後の策を講ずるを得は、卿等が君と國とに對

四結

す○る○の○義○務○を○終○へ○而○し○て○卿○等○の○大○日○本○帝○國○の○臣○民○た○る○に○
愧○ち○さ○る○へ○し○而○し○て○著○者○一○片○の○老○婆○心○も○亦○功○な○き○に○あ○ら○
さ○る○へ○し○嗚○呼○躬○行○な○る○か○な○實○踐○な○る○か○な○諸○士○卒○先○し○て○我○
か○大○日○本○帝○國○の○風○俗○を○改○良○せ○よ○著○者○も○亦○た○奮○て○諸○士○に○追○
躡○せ○ん○敢○て○此○論○を○作○る○

日本風俗改良論完

跋

余友土肥正孝君為人至孝廉潔厚義
夙慨我國風俗之紊亂敗類切講挽回
救濟之法立說有年於茲起大日本風
俗改良會奮當陋俗弊風進行之衝路
鞠躬甚勉終始如一日陰然以重自任
余知君深矣若使君為如自稱志士徒
誇大其言驅雷同以銜勢人則余笑止
而已若又使君為口唱佛名呼上帝內

四結

す○る○の○義○務○を○終○へ○而○し○て○卿○等○ハ○大○日○本○帝○國○の○臣○民○た○る○に○
愧○ち○さ○る○へ○し○而○し○て○著○者○一○片○の○老○婆○心○も○亦○功○な○き○に○あ○ら○
さ○る○へ○し○嗚○呼○躬○行○な○る○か○な○實○踐○な○る○か○な○諸○士○卒○先○し○て○我○
か○大○日○本○帝○國○の○風○俗○を○改○良○せ○よ○著○者○も○亦○た○奮○て○諸○士○に○追○

正誤

第四章一丁十一行

ウサルエムはウサルレム

第五章五丁十一行

臂は擘

同 十八丁六行

元冠は元寇

第七章二丁十行

婿は婦

以上活字の誤植なるを以て爰に正す

日本風俗改良讀完

跋

余友土肥正孝君爲人至孝廉潔厚義
夙慨我國風俗之紊亂敗頽切講挽回
救濟之法立說有年於茲起大日本風
俗改良會奮當陋俗弊風進行之衝路
鞠躬甚勉終始如一日陰然以重自任
余知君深矣若使君爲如自稱志士徒
誇大其言驅雷同以街勢人則余笑止
而已若又使君爲口唱佛名呼上帝內

學獸慾禽行之醜人則余將唾其面矣
雖然君不敢然君身為一職工所社長
時揮鞭督衆時伍隊就役躬行實踐率
衆克信克愛能用時能產貨而職工場
實為勞動者之樂園嗚呼時為希用貨
為望產而衆樂為之用君既為自治之
人為獨立之民將以之及衆以之救國
豈徒與吐無責之言咆哮天下者可同
日而語哉是余之所以敬君愛君以君

為良友也令閨鉅子孃有淑德能援君
之業小心翼翼奉侍父母嗚呼君之一
家自由天樂國而產出良風美俗之良
田也國何物為社會之元素人民何物
為國之元素而自治獨立之人可為以
獨立國之人民可為以人類社會之公
民而實為天父之愛子余常望為天父
之愛子嗚呼敬愛良友土肥君足下君
與余供携手而諾到於公正慈愛我皇

天之膝下歟

明治廿四年二月

辱知

棧東上村伯郎識

日本風俗改良論跋

世ノ盛衰興廢スル所以ノモノ皆勢ナリ勢ニ
乗スルモノハ匹夫野人亦英雄豪傑ノ如ク謀
ルトコロ必ス成リ計ルトコロ必ス得勢ニ逆
フモノハ正人義士亦狂人迂夫ノ如ク畫ルト
コロ多ク敗レ策ルトコロ多ク失フ爾リ而テ
勢ニ善ナルアリ惡ナルアリ徒ラニ之ニ乗シ
テ以テ其利得ヲ逞フスルモノヲ善ナリトナ
シ之ニ逆フテ失敗スルモノヲ以テ惡ナリト

ハ謂フ可ラサルナリ之ヲ天地ノ正氣ニ訴ヘ
 之ヲ己ノ良心ニ諮ヒ苟モ善ナリト信スル道
 義ハ直突單進之ヲ貫徹シ成敗得失ニ因テ其
 志ヲ渝エサル是レ吾輩正人義士タラント欲
 スルモノノ精神ナリ

熟々吾邦ノ大勢ヲ觀察スレハ古往ハ之ヲ措
 キ二百有餘年間封建政治ノ下ニ保守壓屈セ
 ラレタルノ勢ハ猛烈ナル反動力ヲ起シテ俄
 然潰裂明治維新ノ革命ヲ成シ其餘勢ハ滔々

トシテ奔放漂逸シ弊風敗俗汎濫横行底止ス
 ルトコロヲ知ラス吁豈ニ吾正人義士對岸ノ
 火災視スルノ時ナランヤ

吾同盟ノ士土肥正孝君ハ義士ナリ正人ナリ
 能ク此大勢ニ逆フテ曩ニハ大日本風俗改良
 會ヲ起シ德義振興ノ道ヲ畫リ今ヤ本書ヲ著
 ハシテ弊風矯正ノ策ヲ講ス草成り余ニ示ス
 字々句句皆憂國熱血ノ濺クトコロ余一讀腸
 ヲ斷ツ慨然絶叫シテ曰ク此書ヲ讀マサルモ

ノハ日本ノ人ニアラサルナリ之ヲ讀テ泣カ
 ンルモノハ正義ノ士ニアラサルナリ速カニ
 西海ニ向テ去レ正義ノ士日本ノ人之ヲ讀ミ
 之ニ感スルトコロアレハ奮然興起吾邦ヲシ
 テ君子國ノ評ヲ全フスルヲ得セシメヨ
 國會開設后一年一月梅花雪ヲ貫クノ朝

愛媛縣 井谷辰三郎識

明治廿四年四月一日出版
 全 五月八日再版印刷
 全 五月十日再版出版

正價金三十拾錢

大阪市南區内安堂寺町通二丁目廿七番地

著述兼發行者 土肥正孝

大阪市南區内安堂寺町通二丁目廿一番邸

印刷者 延原直常

大阪内安堂寺町御綏筋東入

發行所 風俗改良雜誌社

版權所有

● 廣 告 ●

起よ同胞……同胞起よ

起よ同胞……同胞起よ……親子利を争ひ、兄弟牆に鬩ぎ、上下仇敵の如く、朋友豺狼の如く、寸時も油断すべからざるの境遇の、我國今日の風俗にあらずや……嗚呼道徳の衰頹、風俗の紊亂、何ぞ夫れ此に至るや……起よ我か親愛なる同胞諸士……起よ我か親愛なる同胞諸士……今にして之れを拯めざれば、我か大日本帝國の將來を奈何せん 嗚呼我が大日本帝國と奈何せん……諸士幸ひに本會に賛同せば、否な我か帝國を愛せば、進んで速に入會せよ、奮て同志を誘導せよ……若し又た本會の何物たるを試んと欲せば、本會に向つて貴名を報せよ、本會の直ちに、方法規則の詳細及び役員賛成員等の記名書を送呈すへし……起よ同胞……同胞起よ……

大阪南區内安堂 寺町通二丁目



大日本風俗改良會本部

● 廣 告 ●

●土肥正孝君題辭●末廣政憲君序文●延原壽惠編輯

增補 六版

一讀百感 金言萬集

減價 金拾錢

本書ハ泰西和漢金格言一千三百五十餘言、徳川家康遺訓、楠正成家訓、黒住宗忠家訓并ニ格言、水戸黄門、光國家訓、十ボレオン格言(一百三十餘言)合計一千五百五十餘言ヲ纂蒐シタルモノナレバ多ク要セズシテ一讀百感立志奮發ノ名ニ耻チサルノ書ナリ、本社今回發兌所ト特約ヲ結ビ減價ヲ以テ一手販賣スルコトニナシタリ、乞フ一本ヲ座右ニ備ヘテ古哲先賢ト面語スルノ快ヲ探ラレシヨ

賣捌所

大阪南區内安堂寺町二丁目

風俗改良雜誌社

改號披露

小生翠園と號し候ところ、京都の書家に同號の仁あり、京阪接近の場所往從來翠園々不便を感ずるとあるか故に、此に改號するの止むを得ざるに至り候、小生舊と岡山藩にして信濃守の邸に生る、舊邸鵜城の陽、旭川の東に在るに因 旭東と號し候、みて自今 旭東 此冊辱知諸君に披露仕候、

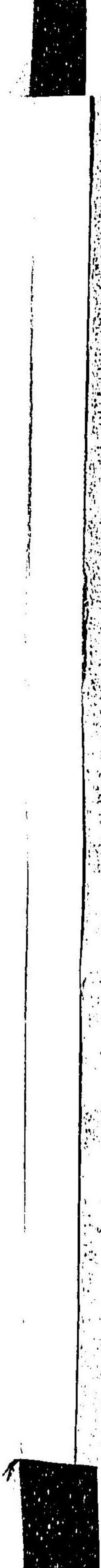
第五月

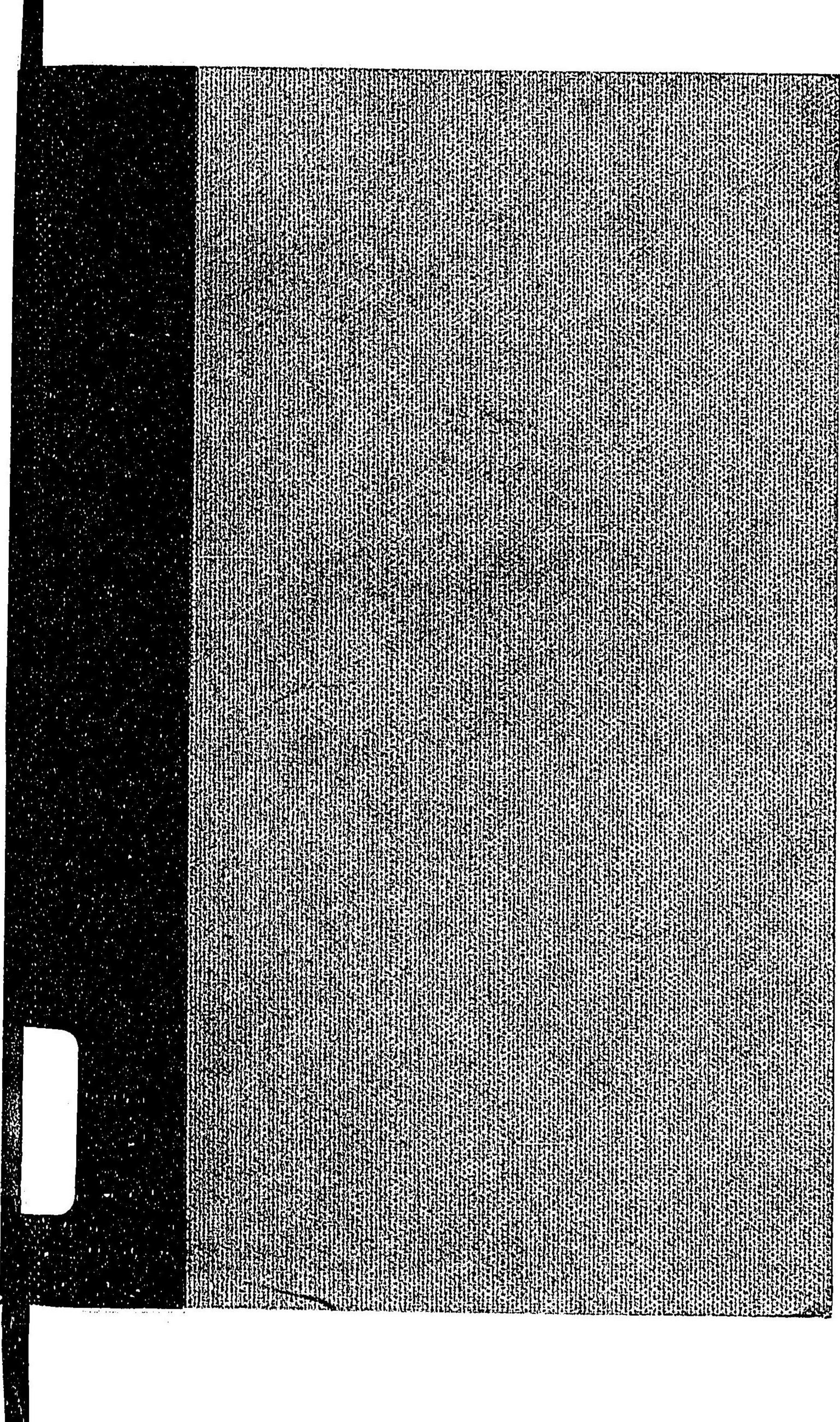
土肥正孝

火口本級百

1	時
26	分
	架
22	號

時 分 架 號





特20

881

日本風俗改良論

国立国会図書館

027385-000-8

特20-881

日本風俗改良論

土肥 正孝 / 著

M24

ADJ-0151

